
平成28年 第74回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成28年12月13日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成28年12月13日 午前9時開議

- 日程第1 第120号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 第121号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 第122号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 第123号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 第124号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 第125号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 第126号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 第127号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 第128号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第120号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 第121号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 第122号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 第123号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 第124号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 第125号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 第126号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 第127号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 第128号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 一般質問
-

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 ひと・まち・みらい課長
副町長 細岡重義 藤原登志幸
教育長 澤田博行 建設課長 真弓俊英
町参事 野邊忠司 地籍課長 児島則行
町参事 谷口勝則 上下水道課長 中島康之
総務課長 日和哲朗 健康福祉課長 大中昌幸
総務課参事兼財政特命参事
..... 児島修二 山本哲也
情報センター所長 藤原秀洋 病院事務長 藤原秀明
税務課長 和田正治 病院総務課長兼施設課長
住民生活課長 吉岡嘉宏 藤原広行
住民生活課参事兼防災特命参事
..... 田中晋平 教育課長 松田隆幸
地域振興課長 石堂浩一 教育課参事兼地域交流センター所長
地域振興課参事兼観光振興特命参事
..... 山下和久 児島浩一

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第74回神

河町議会定例会の第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

早速、日程に入ります。

日程第1 第120号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第120号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務文教常任委員長の宮永です。議長から、今、報告がございましたけれども、審査報告をいたします。

12月の6日、第74回神河町議会定例会において本委員会に付託された議案は、審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号第120号議案、件名、平成28年度神河町一般会計補正予算（第5号）。審査の結果、原案可決であります。日時は、平成28年12月の8日、場所は、神河町役場第3会議室、出席者、委員等は、総務文教常任委員の8名全員と行政の幹部職員であります。審査の結果は、議案の審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ行政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすか、執行にどのように反映されるべきかなどの観点から審査を行いました。委員会審査内容報告については、主な質疑の内容について御報告をいたします。

まず、神崎フードの公害対策費についての質問がございまして、これについては、住民生活課長の御答弁で、鉄バクテリアの田んぼへの流入について所有者から苦情があり、神崎フード側でこれまで清掃していたのですが、地元区長とも協議をして、抜本的対策として会所を塞ぐということにしましたが、実験的にとりあえず実施をするということになりましたとの報告であります。

また、地方交付税の補正要因についての質問がございまして、特別交付税について、除雪対策と地方創生との説明を受けましたが、これの用途については、ルール分なのか、それとも特交の通常分なのかというふうな質問でございました。これについて、児島財政特命参事の答弁でございまして、補正はあくまでルール分でありまして、事業費に対する財源措置であります。ルール以外の特殊事情や財政事情による要望は9月に行っておりますとの答弁でございました。

また、今回の除雪経費に対するルール分ということですかという趣旨の質問でございまして、財政特命参事の答弁として、そのとおりでありますという答弁でございました。

また、総務費の一般管理費で時間外勤務手当があるが、全体と1人当たりではどの程度を見込んでいるのかという質問でございました。これについて、児島財政特命参事の答弁で、即答はできませんでしたが、後刻ということと答弁がございました内容は、行

政事務は7人で350時間、給与、財政は120から150時間となっておりますという答弁でございました。

この時間外勤務手当ということについて、費用、それから仕事の内容等について、いろいろと質問が重なってまいりまして、職員の健康管理に及ぶような意見等もありましたので、総務課長からの御答弁を取りまとめたものでここで御報告をします。

まず、総務課長の御答弁では、人事担当として一番考えていることであり、職員のモチベーションの維持と人材育成を組織としてできるかどうか、PDCAサイクル活用による業務チェックと課題解決に取り組みたいということでありまして、また、総体的には人が少ないというふうなところもあるのだという答弁でございまして、いかに計画的に業務を組むか、突発的な対応も含めて、職員に負担をかけている点も危惧していると、このようなお考えでありまして、これは放置できないという現状認識は持っているのだと、偏りが出てきている事実は否めないとの御意見も出されております。引き続き人員配置の適正化を目指しますと。なお、振りかえ休日が多いのは、イベントにかかわる分が多いようですというふうなことでもございました。

これについて、今後の改良、改善については、また総務文教委員会で継続して調査をしてみたいというふうに考えております。

また、急傾斜地崩壊対策事業費の2,000万円増についての詳細を尋ねられました。これについて、建設課長の答弁として、当初は1億円の事業費でありましたが、今回の補正で2,000万円増額となりました。用途は岩盤対策でありますとの御答弁でございました。

また、土木費、融雪剤と道路除雪について、増量を含む余裕はあるのかという質問がございまして、これについて、建設課長の答弁であります。除雪は基本的にはバス路線を対象として行っております。凍結防止の融雪剤を除雪は前夜に散布するというところで、県並みの対応としておりますが、ダム関係で対応している部分には含んでおりません。今回の補正では、事前の予備散布と当日の早朝散布を見込んでいるもので、奥からの対応になるので、時間のずれには御理解をいただきたいということでもございました。また、基本的にはバス路線で、各区長さんには、10センチの積雪を目安として除雪することにしており、一番早いのは作畑新田で、朝5時30分からの除雪をしておりますということでもございます。業者さんへの連絡は、朝4時30分から5時にかけてしておりますということでもございました。

なお、この除雪と融雪剤については、いろいろと同種類の質問が重なってまいりましたので、一旦休憩をとりまして、あと総括として質問を絞っての審議にいたしまして、そのときに町長からの発言がございましたので、これによれば、除雪は時代に合った対応をすべきで、スキー場がオープンすると、夜11時までのナイター営業になるので、原則朝5時の出勤が場合によっては臨機応変に、また、住民にとっては国道、県道、町道の区別はありませんと、道路環境の違いの指摘を受けて、まず、公共の交通に支障を出

さないということを基本にした今回の補正でありますということの御説明でございまして、環境に優しい融雪剤についても、特交で処置をされるか含めて調査をしたいと強調されておられました。

そのほかについても、有意義な質疑も多くありましたのですが、ここでは割愛をいたします。以上でございます。

賛成の採決につきましては、討論はありませんでした。採決は、挙手でもって、全員7名の賛成でございました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第120号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第120号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで、ケーブルテレビをごらんの皆様にお知らせします。これから採決します第121号議案から第128号議案は、各会計の補正予算です。定例会初日の12月6日に町長から提案された各議案に対し質疑を行っています。本日まで時間をとり、議案の審査を経ていきますので、本日は、各議案に対する討論、採決のみとなります。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第2 第121号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第121号議案、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第121号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第121号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 第122号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第122号議案、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第122号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第122号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第123号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第123号議案、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第123号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第124号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第124号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第124号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第124号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第125号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第125号議案、平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第125号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第125号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第126号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第126号議案、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第126号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第126号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第127号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第127号議案、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第127号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第127号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第128号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第128号議案、平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第128号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第128号議案は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

午前9時18分休憩

午前9時22分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第10 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第10、一般質問でございます。

町の一般事務について質問の通告を受けていますので、ここで順次許可します。

議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、一般質問は一問一答方式で行うこととし、議員1人につき質問、答弁合わせて60分以内となっています。終了10分前と5分前にはチャイムを鳴らし、60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらずザーによりお知らせし、議長より発言をとめますので、御了承願います。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式でこれを行うと議会基本条例第12条第1項において定めています。

同条第2項では、質問の要旨、論点、争点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に逆質問ができることを認めております。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に議論を深めるための心構えとして、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めております。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のため申し添えておきます。

それでは、通告順に従いまして、一般質問に入っていきます。

1番、藤原裕和議員を指名します。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原でございます。皆さん、おはようございます。それでは、朝、1番バッターというところで質問をいたします。

それでは、通告によりまして、以下3点について質問を行いたいと思います。

それでは、まず1点目の質問でございます。役場行政のスリム化についてであります。

さきの一般質問で、これからの見通しについてなどを尋ねました。当時、町長からは、これからは収入は減り続け、人件費の圧縮や類似施設の統廃合や民間委託などで行政をスリム化する旨の答弁を受けました。もうあれから5年がたっております。どこがどのようにこの役場の行政のスリム化になったのでしょうか。

平成27年度、昨年度の決算審査においては、人件費、物件費、補助金などの経常経費の割合がどんどん高くなっております。年々人口が減り続ける中で、選択と集中によるという取り組みもなされてはいますが、もっと厳しい行財政改革を進め、新たな財源の確保、この新たな財源の確保ということで、こころ辺が一番必須の条件となります。これからの10年先をどのように見通されているのか、また、どうあるべきでしょうか。普通会計、職員数、人件費の類似団体比較と職員の適正化計画、臨時職員や嘱託職員の人件費などの入った経費の物件費の圧縮と補助金のカットなどはなされるのでしょうか。

新たな財源の確保の観点で、私のほうからは、議会の初日にですけれども、神河町議会議員定数1名減や議会事務局職員の1名減、これを臨時職の対応ということでの提案を以前からさせていただいております。これが実現しますと、議会費にとっても大幅な削減となります。

行財政改革、この部分が今現在停滞しているようにも感じるところであります。こころ辺の原因についてをお伺いをいたします。

また、一軒のおうちで夫婦2人の役場職員の働き、こういう部分と、行財政の役場職員によります行政ワークシェアリング、こころ辺が目につくところであります。住民さんからの役場職員は多過ぎます、何をしているのか、もっと減らすべきではないかなど、多くの住民さんからの声も聞こえてまいります。町長のこの2期目の最後の年、仕上げのときとなっております。また、来年3月には3期目の選挙というものを控えております。こころ辺の3期目に向けた思いというものも伺うところであります。こころ辺について、行財政改革の観点から町長にお尋ねをいたします。

続いて、次に、詳細な部分、細かい部分の質問を総務課長に聞きたいと思います。

それでは、10項目にわたりまして、少し早口ではございますけれども、質問をさせていただきます。

(1)病院職を含めた夫婦型の職員数の実態とそのあり方について（臨時職員も含みます）。

(2)町外からの職員数（採用条件、新規採用の条件）と町内転入の指導はなされてい
ますでしょうか。全員転入されるとなれば、税込、つまり税金の総額が幾らになるでし
ょうか。こちら辺も臨時職員の対応も含まれます。

(3)残業の時間給の最小値と最大値（日曜の1時間当たりの手当代金）。

(4)1人当たりの年間残業代金の最大値とその業務内容、ベスト10ぐらいをお知らせ
願いたいと思います。

(5)残業時間を例えば午後8時までと決めて、全て役場の電気を消灯にするとか、そこ
ら辺の方法も必要と考えますが、そのお考えについてをお尋ねするところでありませ
う。

(6)毎週水曜日はノー残業日です。守られているのでしょうか。もっとノー残業日をふ
やす考えはありますか。

(7)イベント等はボランティア対応ですか。住民さんは本当のボランティアでやってお
られます。こちら辺についてどのように思われておられますか。

(8)休日勤務の実態と最多勤務職員の公表をお願いいたします。

(9)神崎支庁舎の残業実態はどうですか。

(10)平成27年度決算におきます総人件費、総残業代などの公表、こちら辺を公開をし
ていただきたいと思います。

以上、総務課長にお尋ねをします。

それと、ことしの4月からひと・まち・みらい課、この新しい課が地域創生の専門の
部署ということで新設をされましたが、その業務について、こちら辺の業務がうまく回
っておるのかという部分と、そのひと・まち・みらい課の職員の職務分散によります効
果はどのようにあらわれているのか。特に住民の望む政策が政策会議を通して十分に町
の将来に生かされるよう企画立案されることを望むところでありませう。こちら辺につ
いても総務課のほうで答弁のほうをよろしくお願いいたします。

以上、1点目の質問でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤原議員の1番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、平成23年6月の藤原裕和議員の一般質問では、合併6年目における合併検証、
とりわけ合併特例債事業の検証と、町民にとって合併がよかったとさせていただくため
にこれからのまちづくりをどう行うのかといった趣旨の御質問でございました。

事業費の95%が起債充当され、その70%が地方交付税で措置される合併特例債事
業の主な事業といたしまして、神崎支庁舎建設、大河内中学校（現神河中学校）の体育
館の整備事業、グリーンエコー笠形整備事業、JR播但線寺前駅前整備事業、大河内エ
リアケーブルテレビ事業、神河中学校整備事業、神崎小学校・幼稚園舎整備事業、町内
道路網のネットワーク整備事業など、均衡なるハード整備、また旧町間の融合を最大の
目的として事業推進を行ってまいりました。そして、これから神崎エリアの光ケーブル

化事業、公立神崎総合病院整備事業を合併特例債事業の最終事業として実施してまいります。

昨年11月7日に合併10周年記念式典として、10年のまちづくりの歩みを振り返ってまいりましたが、まちづくりに御尽力いただいた全ての町民の皆様、地域団体、事業所、関係機関の方々に心から感謝し、10年の歩みへの感謝と、さらにこれから続くまちづくりへの思いを胸に、お年寄りから子供まで全ての町民の皆様の笑顔があふれ、「住んでよかった」「住むならやっぱり神河町」、山、川、田、畑の恵み、歴史・文化、そして人情味豊かな町の魅力をさらに高めていく決意を申し上げたところであります。

さて、そのような中で、平成18年度からの第1次行財政改革においては、集中改革プランを策定し、1つ目、地方分権時代に即応した行政運営、2つ目、神河町の財政基盤の強化、3つ目、簡素で効率的な行財政システムの確立、4つ目、地域政策とパートナーシップの推進の4つの大きな取り組みの柱に基づき、積極的、計画的に行財政改革を推進してまいりました。

主な取り組み実績としては、課の統廃合、18部局から現在13部局、職員数、議員数の削減、普通会計職員を180名から130名に、また、議員定数16名から12名に、次に、人件費の抑制、手当等の削減、現在ラスパイレース指数は97.6であります。給与費等の振り込み、学校統合、投票所の統合、民間委託の推進、具体的には保育所の民間委託、また長谷支所の廃止、観光交流施設の指定管理者制度活用による経営改善、消防団組織の再編、LED電球の導入、未利用町有地の売却または有効活用、こちらには若者住宅建設、太陽光発電設備、法定外公共物などがございます。行政評価システムの導入、こちらはPDCAサイクルによる施策評価、実質公債費比率18%未満達成、そして財政調整基金の積み立て、現在基金は19億8,900万円となっております。このように効率的な行政運営を目指して取り組みを進めてまいりました。そして、この10年間の効果額の総計として、金額の効果が判明しているものを積み上げてまいりますと、48億5,000万円の実績額となっております。

そして、今回の第2次神河町行財政改革大綱では、1つ目、平成28年度から33年度の合併特例措置期間終了を見据えた財政基盤の確立、2点目、人口減少、高齢化社会を見据えた持続可能な行財政運営、3つ目、公共インフラの老朽化を見据えた効果的な公共投資のあり方、以上の視点に基づき取り組みを進めてまいります。

来年11月の3期目に向けた思いということでございますけども、私は、まずは地域創生総合戦略の着実な実行、そして公立神崎総合病院北館改築事業、そして来年12月オープンを控えております峰山高原スキー場整備、加えて、何といたしましても安全・安心のまちづくりに全精力をかけて取り組んでまいりますことを申し上げまして、私からの総括的な答弁とさせていただきます。

10項目につきましては、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

次に、ことし4月から設置をいたしましたひと・まち・みらい課の設置後の効果、そ

して現状、これからの課題等につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、ひと・まち・みらい課は、昨年10月に策定いたしました神河町地域創生総合戦略に基づき、総合戦略を推進し、町の人口減少対策を主たる事業として設置した新設課でございます。何もしなければさらに人口が減るわけでありまして、国が推し進める地方創生の波に乗り、新たな事業にチャレンジしながら活性化を図るために、現在、堆肥による土づくりから健康野菜を生産し、町内での仕事をつくり、新規就農者の移住を促進することを目的としたアグリイノベーション事業やシングルマザーの移住支援事業を通して、移住促進とともに、仕事づくりや住環境の整備、子育て環境の整備を進め、町全体の環境を整備しようとしています。

初めて取り組む事業であることや、取り組みの初年度であることから、大変苦労しながら事業を進めていますが、関係課との連携もとりながら進めており、順風満帆とはいかない部分もありますが、これまでの成果の点検もしながら継続して事業展開をしているところであります。

次に、職員の分散による効果はどのようにあらわれているのかとの御質問でありましたけれども、職員を分散させるというよりも、地方創生を推進する専門部署を配置したものであり、地方創生関係の情報がひと・まち・みらい課に集中して入ることで、情報の一元管理ができています。

一例ですが、企業版ふるさと納税制度の活用や、地方創生拠点整備事業交付金など新たに創設される制度を有効活用できるように調整するなどの財源確保効果を発揮しております。

最後に、住民の望む施策の実現についてでございますが、現在進めております事業は、地域創生総合戦略に基づく事業一覧、いわゆるアクションプログラムに基づき、各種事業を実施しているところでございます。

このアクションプログラムは、産官学金労言の各分野の皆様に加え、住民代表の皆様で組織した戦略会議での御意見、また、総合戦略の策定時に実施いたしました各種アンケート調査、そして昨年度実施しました集落別懇談会での御意見などをまとめさせていただいたものでございます。

また、政策をより住民目線で実施するために、PDCAサイクルにより効果を検証し、改善を図るために、戦略会議によるチェックにあわせ、議会における検証も行っていたいております。

総合戦略にも記載しておりますけれども、平成30年を見直し年度としています。それまでの事業の検証を行うためのアンケート調査等も実施予定で、より広く住民の皆様の声を反映できるように取り組んでまいります。

なお、議会初日にも挨拶の中で申し上げましたとおり、12月5日に神河中学校多目的ホールにおきましては、神河中学校2年生と夢を叶える事業を昨年度に引き続き実施いたしました。これからの神河町を担う若い世代の皆様には神河町の人口減少の現状を説

明し、神河町のことをもっともっと知っていただき、神河町への愛着心を育むとともに、町の活性化に向けての提言を受け、実現させるものでございます。現在、昨年度提言を受けましたユズを使った全身クリームなどの商品化に着手しているところを申し上げまして、1番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） それでは、総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細項目につきまして、それぞれの御質問の趣旨を十分に受けとめさせていただいた上で、個人情報保護の立場も踏まえさせていただいた上で御答弁をさせていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

まず、病院職を含めた夫婦型の職員数の実態とあり方についてでございます。

夫婦型の職員につきましては、結婚により同じ自治体職場で働くようになったケースと結婚後の職員募集の中で神河町に採用されたケースがございます。割合といたしましては、病院職場では5.8%、役場では16%となっております。

ちなみに、平成22年のデータですが、神河町内の子供がいる夫婦の共働き世帯は57.9%で、兵庫県の44.8%、全国の49.3%を大きく上回っています。

また、平成27年調査ですが、兵庫県における総世帯に占める妻が就業者である割合は42.8%となっております。

日本一億総活躍社会を目指す中においては、今後はさらに子供を産み育て、また、介護をしながら働き続けられる等の環境を整えていくことが求められると思えますし、労働人口確保は国にとっても喫緊の課題であります。神河町においても働き続けながら子育てできる環境を整えていくことが人口増対策、いわゆる社会増につながると考えています。

次に、町外職員の割合についてのお尋ねです。

町外からの職員が全て町内に移住してくれたらどんなに神河町にとってうれしいか、人口増、税収増につながるかという点では、御質問の趣旨は十分に理解をいたしております。これまでの人口増対策にいたしましても、地域創生総合戦略にいたしましても、「交流から定住」をキーワードに取り組みを進めておりますが、一つは、神河町内で仕事をつくること、仕事をする事、そしてもう一つは、通勤圏内である播磨圏域、兵庫県内を中心に、神河町に住みながら通勤すること、加えて申し上げるならば、これらの条件に合致するように、私たちの子や孫たちにもその恩恵がこうむれば最高だと考えます。

さて、町外職員数の割合は、役場関係では13.8%、また、病院は51%とかなり高い比率を示していますが、それだけ専門性の高い職種であるということが言えるかと思えます。ちなみに、地方交付税のレベルで申し上げますと、住民1人当たり15万円が交付されると、そういった状況でございます。

これにつきましても、御質問の趣旨は十分に理解をしておりますが、職員採用に当たっても、町内に限定することは公正な採用というふうには言えません。また、それぞれの生活実態がありますので、町内転入への指導、誘導は行うべきではないというふうに考えております。

次に、3番目の残業の時間給の最小値と最大値についての御質問です。

年齢構成、職務の級によって変わりますが、病院における最小は時間当たり1,160円、最大は3,040円、役場の最小は1,470円、最大は3,324円となっておりますが、時間外勤務手当単価の算出は、本俸掛ける12カ月の総額を勤務時間7.75時間掛ける要勤務日数、本年度は243日となりますので、それで割り戻したものが時間単価となっております。これに100分の125を乗じますと、平日の22時までの単価となります。また、100分の135を乗じますと、土日の22時までの単価というふうになります。

次に、4番目の1人当たりの年間残業代金の最大値とその業務内容についてということでございますが、町の重点事業や年度によって異なりますが、昨年度の実績では、商工観光・移住定住事務等で1,930時間、人事・財政・総務・地域創生事務で1,141時間、続いて、消防・社会教育・体育事務などとなっています。

なお、職員に支払われた時間外手当額の最大は、病院では58万5,000円、役場で155万9,000円となっております。

続きまして、5番目の経費の節減という点での残業時間を例えば午後8時までと決めて、全て消灯にするとかの方法についての御提案というところでございます。

そのようなことができれば、経費的にも健康面からもとてもすばらしいことだと思います。しかしながら、現実的には難しい面もございます。次の6番目の御質問であります毎週水曜日のノー残業デーに関する御質問とも関連をいたしますが、週1日のノー残業デーが守られていないのが実態です。イベントを控え、準備に追われている、業務の繁忙期や期日に追われている、また、住民生活に強く影響を及ぼすなどの理由でどうしても帰れないことが実は多くあります。ノー残業デーをリードしなくてはならない総務課が守られていないとお叱りを受けることがありました。何とか週1日だけでも職員には体を休めていただきたいのが本音でありますので、水曜日の17時15分からは、休日だと意識できるような、そんな仕掛けができればいいなというふうに思っております。

また、ここ数年の年休取得もどんどん低下している状況ですので、職員の健康維持、リフレッシュ、仕事へのモチベーションアップの視点からも、例えば計画年休を導入することで、少しでも改善につながるかというような思いも持って、職員団体にも御提案をさせていただいているというところでございます。

次に、7番目のイベント等にかかわる対応についての御質問ですが、イベントを含め、業務である以上、全て管理者が時間外命令を発し、そのことに対して職員同意をもって時間外勤務が成立することとなります。本来は拘束した時間について、全て時間外命令

簿に記載し、手当支給をしなくてはなりません。

お尋ねのイベントなどとの御質問ですが、昨年でいいますと、夏まつりや高原マラソン、10周年記念式典など多くの職員が協力が必要なものにつきましては、振りかえ休日対応をお願いをいたしました。役場職員の業務が地域住民の方々の暮らしやまちづくり協議会などと深くかかわっていることから、より身近に考えられるため、ボランティア的な発想になるということとはわからないでもありませんが、役場職員でありまして、業務として従事した場合につきましては、超過勤務手当を支給することが原則であることを御理解いただきたいと思います。

次に、8番目の休日勤務の実態についてでございますが、4番目の御質問で総括的にお答えしたとおりでございます。最多勤務職員についてはお答えする範疇にないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、神崎支庁舎の残業実態につきましては、平成27年度の実績といたしまして、1,789時間、職員1人当たりにはいたしまして年間約111時間というふうになっております。

次に、10番目の平成27年度決算における総人件費、総残業代についての公表及び公開についてのお尋ねであります。人件費総額としては、毎年広報やホームページにおいて公表しています。本年2月の広報でも公表をいたしております。項目といたしましては、給料、職員手当、期末・勤勉手当といった項目で公開をさせていただいております。

以上、詳細項目に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 多くの質問項目に、町長、総務課長、答えていただきました。ありがとうございます。大変時間をとってくださるんですけども、やはり行財政改革はこれからもどんどん進めていかななくては、町の財政規模というものも縮小していくということから、新しいお金を、新しい財源をつくっていただく、こういう部分がなかったら、この町の発展はないと思うんですけども、こちら辺についての再質問を、トータル的にはこの行財政改革はやはり進めていっていただくと、数値目標を持って年度的に進めていただきたいという思いも強くあるんですけども、この点について、一言で町長のほうからよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私の答弁の中でも申し上げましたとおり、第2次行財政改革によりまず答申が出されています。それに基づいて今後進めていかなければいけないということを再度申し上げまして、総括的な答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） それに絡んで、実は、この12月に新しく職員の採用が決まったというような情報もちょっと耳に挟んだんですけども、今、多くの方が退職

を迎えられておるといことでは理解するんですけれども、そこで、その退職者、この時期にやはり職員定数を少し抑えていただくという意味から、ことしの採用は、7人ですか、結構多くの方を採用されたという、この点について、総務課長のほうから、こちら辺の将来見通し、職員数が今までずっと180人から130人に減ってきてんですけども、これから先もまだ減らしていくという思いもあろうと思うんですけども、こちら辺についてはどうですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。定員管理に関する御質問でございますが、これまでの定例会でも御質問いただき、答弁をさせていただいたかと思うんですが、平成33年を目途に、今、120名を目指すということで、粛々と定員管理を進めると、その一方で、地域創生の実行5カ年の今年度2カ年目というところでございますので、そういった部分の強化、組織体制については、臨時、嘱託員等の配置をしていきながら、戦略に基づいた実行ができるように取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 兵庫県内、一番小さな自治体でもございますし、身の丈に合った財政規模、財政運営をこれからもよろしくお願いをしたいと思います。

また、いろいろ見直す事業などがあつたら見直していただいて、新しい財源をつくっていただきたい。そういう部分で新しい施策のほうへという、振り向けていただきたいという思いも強く持っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続いて、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、公立神崎総合病院の運営についてであります。

神河町民など、当院離れのある中で、年間5億5,000万円もの町からの病院への補助金を投入をしなければならない赤字運営を続けている病院経営の責任者はどなたですか。誰なのでしょう。明らかにしてください。

聞くところによりますと、今の病院の院長は年齢も高く、来年には名誉職につかれるとのことのようなのですが、名誉職、名誉院長職はこの神崎総合病院には必要なのでしょうか。より刷新された病院体制が神河町民にとって必要であるとの声も多いようであります。診療の中身や高度医療、また救急対応などの充実が求められていると感じます。

現在、兵庫県地域医療構想が示され、当病院の新改革プランも作成中であるとの報告もされております。地元になくてもならない病院を目指されてはいますが、他の病院への転院や連携も必要であります。特色のある、受け入れる病院に変貌を望みます。つまりより専門的で独自性のあることなどに改革すべきと考えますが、いかがでしょうか。

自治体病院の人件費を含め、あらゆる経費について、もっともっと民間病院の取り組み事例を見習っていただいて、徹底的な経費の削減をやり、病院の縮小、廃止も含めた大改革を願います。いかがでしょうか。

そして、町からの補助金を10年前に戻し、減ずるべきではないでしょうか。十分なコスト、税金意識を持った健全なる運営を一日も早くしていただきたいと思うところがあります。

なお、病院の院長の年間給料と退職金及び名誉院長職の場合の条件と給料もお尋ねをいたします。

それから、昨日、財政の担当のほうから、皆さんのお手元にもあるんですけども、こういう資料をいただきました。これはケーブルテレビでもちょっと見えにくいんですけども、この赤い部分が合併してから10年間、平成27年度までのこういうグラフ化したものであります。どんどん町からの一般財源、この赤い部分がふえてきておるといふところでもあります。ここら辺がやはりもっともっと病院のほうで努力していただきたいという思いで質問に立っております。

以上です。お願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤原議員の2番目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、神河町民など当院離れのあるとの御指摘についてでございますが、全国的に大病院志向、専門家志向がありますので、当院でも一部そのような影響がありますが、平成28年度上半期において、入院、外来とも昨年よりふえておりますし、大きな変動はないと考えているところであります。

ただし、長期的な患者の減については、人口減と国の医療政策による影響が大きいと考えておまして、全国的な傾向となっておりますが、一方で、高齢者人口は当分の間、大きく減少することはないことから、地域の医療機関が果たす役割は重要であると認識しております。

次に、病院経営の責任についてであります。地方公営企業法に基づき、開設者が町長で、管理者も町長となっておりますので、病院の経営責任者は町長の私であり、打村院長を先頭に、病院職員と一丸となって経営改善に取り組んでいるところであります。

その打村院長は現在70歳ですが、まだまだ診療業務は対応可能な状況でございます。医師については定年が65歳となっておりますが、有能な院長であるため、無理をお願いし、嘱託職員として院長をお願いしているところであり、嘱託職員のため、退職金についてはございません。

今後は、名誉院長となつていただき、外来診療に当たっていただくこととあわせて、新しい院長とともに、神戸大学、大阪医科大学などとの連携に御尽力いただきたいと考えています。

なお、給与等については未定ですが、現状よりは減額を予定しております。

次に、専門的な医療についてでございますが、遠方から多くの患者様が来院され、活性化することも必要と考えますが、この地域の住民の方にとってどのような機能が必要

かということが最も重要なことと考えています。兵庫県地域医療構想にありますように、機能分担が必要で、当院としては一次、二次救急などの分担を受け持ち、高度な専門医療は都市部の大病院に任せるといった地域医療構想に沿いたいと考えています。地域包括ケアシステムの構築も進んでおり、福祉行政や福祉施設との連携を密にしながら、急性期から回復期、慢性期の入院に加え、在宅医療を含む地域に即した総合的な医療を検討する時期にあると考えます。

そのような中ですが、一部、当地域に即した専門的な医療として、打村院長のリウマチ専門医によるリウマチ診療に取り組んでおり、遠方からも来られています。

また、小児科医がアレルギー専門医でもあり、近隣市町の学校へ出向き、給食でのアレルギー物質摂取によるアナフィラキシー対応の指導などを積極的に行っています。

今後、北館改築工事が完成した後は、神戸大学から非常勤医師の派遣をしていただき、新しく泌尿器科の診療ができるよう計画しています。このことも住民からの要望の一つでもあります。

このように、医療も地域の実情に合わせて一部を行っており、ホームページに専門医資格なども掲載していますので、御確認いただければと思います。

なお、当院の場合は、医療法による広告規制がありますので、広告規制の対象外のホームページに記載しており、広報紙、新聞折り込みなどでのPRはできませんので、御理解ください。

経費削減の御指摘については、御指摘のとおりだと思っております。現在も継続して経費節減に努めているところです。特に民間手法の導入ですが、先日、兵庫県市町振興課、中播磨健康福祉事務所の職員とともに、姫路聖マリア病院に経営手法について学びに行ったところでございます。今後もマリア病院と定期的に情報交換をするように計画をしています。

次に、病院の補助金、いわゆる町からの繰入金ですが、町財政を鑑み、北館改築の際に、今後10年は5億、それ以降は3億6,000万円の町からの繰り出しで運営できることを前提に建てかえを行うことを決定をし、平成31年の完成に向け、現在実施設計を行っています。

また、経営改善につきましても、公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画等でも御説明しておりますが、病床利用率の改善、診療単価増、個室収入増など入院診療における改善で1億5,000万円、診療単価増、患者受け入れ数の増加など外来診療における改善で5,000万円、材料比率の適正化、委託料の見直しで1,000万円の改善、計2億1,000万円の改善を図ることとしております。

最後に、地域になくってはならない病院という強い思いを持って、地域医療センター、これはまだ仮称となっておりますが、そして地域包括ケア体制の構築を行うことにより、住民の皆様とともに歩んでいける病院を目指してまいりたいと考えております。

以上、2番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 病院のほうでもいろいろ経営改善をなされておられるようであります。力いっぱい、病院の総務課、事務長を初め、事務の方、また病院の打村院長を初め、その関係する全ての皆さんでできるだけ細かいところまでのこういう部分の経営改善をしていただいて、この地域になくてはならない病院の存続ということをお願いしたいと思います。これは私のほうからの要望でございます。

再度質問をしたいんですけども、これはこの点でとどめておきたいと思います。

続いて、3点目の質問であります。役場の信用と信頼についての内容であります。

このほど姫路市において、姫路市民などを震撼させました職員の汚職事件が起きました。このことは、5年前の神河町においても、私どもの町においても重なることも多いようであります。5年前の神河町の役場に兵庫県警捜査二課の踏み込み、この捜査がございました。あの日の光景は、役場の信頼が、信用が失墜する姿は忘れることはできません。職員によりまして、職員汚職、この立派な役場が汚された思いでもあります。

あの日から5年がたった現在、入札の制度の改善や役場に出入りする業者と職員など、利害関係のチェック、役場内部のあらゆる改善策をお示してください。町三役、職員、議員、各区の関係者などで業者との利害関係のある方をどのように把握しておられますか。また、その関係ある者への対策、対応、また注意などをお聞きしたいと思います。それから、住民に対するここら辺のこの部分の役場の信用、信頼についての指針、指標を伺うところであります。よろしく願いをいたします。

それから、この3月の議会の中でも少し触れたのですが、峰山高原スキー場に絡む私個人への誹謗中傷や人倫にももとる行為などを受けながら、予算案に賛成票を投じました。

また、先日の10月27日の議会報告会でも、このスキー場に賛成した6名の議員に対して理由を問いただされたこともございました。この中では、この質問者の意図というものが一体何だったのかという思いで今現在おります。

前の3月定例会に話を戻しますが、スキー場建設の予算などが含まれた平成28年度一般会計予算の議会としての判断としては、6対5と拮抗した形で可決をされました。私自身も苦渋の決断をしたのも事実でありまして、特別に重いものがございました。

そこで、町長に伺うところであります。これからの町議会としての判断の妥当性や、不安がられている住民の方も多過ぎるほどおられます。スキー場の提案者として、この部分についての全体をどのように見ておられますか。

また、町長の住民への信用と信頼についてと、この2期目の最後の年の仕上げの年となっております、この部分についての町長のお考えを伺うものであります。役場の信用と信頼についてのお尋ねをいたします。よろしく願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤原議員の3番目の御質問にお答えさせていただきます。

ます。

まず、平成23年11月23日に発生いたしました兵庫県に出向中の職員による贈収賄事件について、23日未明に逮捕連絡を受け、直ちに総務課人事担当においてマスコミ対応、町民、議会、職員への説明と、迅速かつ適切に対応してまいりました。23日当日は、職員採用試験と重なっておりましたので、最低限の待機要員で警察捜査への対応等、適切に対応を行ってまいりました。

さて、峰山高原スキー場整備事業の採決に当たっては、1年にも及ぶ常任委員会、議会全員協議会等での審議を得て、また、町民の皆様には毎年実施しています集落別懇談会において説明を行ってまいりました。スキー場整備は、施設整備は町で行いますが、運営は指定管理者が行うという一つの企業誘致であり、まさに産官学労言が一体となった地域創生事業におけるこれからのまちづくりのスタイルであると考えております。

また、町が一旦持ち出した町費につきましては、施設使用料で全額返還していただくという初めての収益還元施設でもございます。

集落懇談会でも御説明申し上げましたとおり、まずは地域創生総合戦略の着実な実行、公立神崎総合病院北館改築事業、そして来年12月オープンを控えております峰山高原スキー場整備、加えて、何といたしましても安全・安心のまちづくりに全精力をかけて取り組んでまいりますことを申し上げまして、議員各位には引き続き絶大なる御支援をお願いを申し上げ、答弁といたします。

以上、3番目の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 役場の信用、信頼、こういう部分の質問で、なかなかばやけた部分もあろうかと思えます。私もこの5年前の事件以来、やはり業者との関係という部分では、担当委員会でもその都度申し上げたところでございます。また、それぞれの課においてもそれなりの対応もしていただいておりますということでは理解はいたしております。入札の制度の改革という部分も取り組まれているようでもありますし、前向きに取り組まれているということでは理解はするんですけども、やはり住民の皆さんから信用、信頼されなくてはならないという思いであります。

3月の議会においては、確かに5対6で議会が真っ二つに割れたということでは、住民の皆さんには不安を与えたということでございます。しかしながら、やはり住民の声というものは反対が多いというような議会報告会のある方の質問でもあったんですけども、やはりそれがイコール議会の判断というものになっていいんかという部分では、私はそうではないと、やはり町の将来ということを考えた中で、私なりの判断、これは正しい判断であったというように今現在も思っておりますけれども、しかしながら、議会が5対6ということで、反対の方もそれなりの理由も述べられておられましたし、そういう部分で、議会が2つに割れたと、この部分の対応がやはり住民の皆さんに不安を与えたという部分では、この町議会の信用とか信頼とか、そういう部分にも及ぶのでは

ないかという思いもしております。

提案されます町側にとっては、これからもこれが、スキー場なり病院建設なりが成功するように力いっぱい努力していただきたい。我々も賛成した一人としましては、応援はしていきたいというように思うんですけども、その点について、再度お尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この贈収賄事件が発生をし、それ以降、先ほど藤原議員のほうからそれ以降の対応について、入札制度改革であったり、説明がございました。そういうことを議会の皆様方と一緒に、よい入札制度にしようという、公平・公正な入札制度にしていこうということで取り組ませていただきましたし、職員の倫理という部分、モラルという部分につきましても、マニュアルをつくりまして、そして定期的にチェックシートを設けながら進めているという状況でございます。この内容につきましては、この間、議会、また各種委員会等で報告もさせていただき、一緒になって審議もしていただいたところでございます。二度とそのようなことがないようにということを肝に銘じて事に当たっているところでございます。

そして、スキー場の件でございます。3月議会において可決をいただいたところではございますが、今でもいろいろな間違った情報といえますか、そういうふうな中で御意見をいただくことがございます。我々の使命としては、いかに正しい情報を伝えていくか、丁寧な情報を提供するかということが非常に強く求められているということですし、その求められていることに対して対応しなければ、説明責任を果たしていかなければいけないということでもあります。じゃあその説明責任、どういう手段でもってやっていくのかということでもあります。やはり第1は、この議会、住民の代表機関であります議会の中で、この議案を提案させていただいて審議をしていただく。そしていろんな質問に対してしっかりと受けとめて、正確な情報を提供するという、その上で判断していただく。ここが議会制民主主義のまず第一義というところだというふうに思っております。

しかしながら、もっともっとそういった情報を広げていくために、私は、就任いたしましたから、毎年39集落、現在40集落の集落懇談会をさせてもらいながら、開催しながら、その年、その年の一番重要な事項について、情報提供もさせていただいております。また、神河町広報を活用していきながら情報提供をする。そしてまた、神河町のホームページに掲載をする。毎月のケーブルテレビの告知放送の中でも簡単に説明もさせていただく。そのメッセージはホームページ上にも記載をしているところでございます。

繰り返しになりますが、反対をされる方々にはいろんな御意見もございます。そしてまた、賛成をされる方もいろんな考えで賛成をされるわけでございます。そして一番あってはいけないことは、間違った情報の中で反対をする。また、間違った情報で逆に賛成もする。それが一番いけないことでもありますので、今でも具体的に反対される方の御

意見、一つの御意見としては、スキー場に何十億もお金を投じてどうなのだという御意見をいただきます。どこでそういうふうな情報になるのかというところでございまして、そういった件については、正しい情報をお伝えをしていくことで、理解が得られるというふうに私は確信をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ありがとうございます。

町長は、町長懇談会等でそういう場があります。議会は、我々が判断をするんは、この議場で立つか座るか、賛成か反対か、この部分に尽きると思うんですね。確かに私と同様に悩まれた方も大勢おられると思う。しかしながら、賛成か反対かと、こういう部分をやはり先を見越した中で、前にも言うんですけども、将来を見越した中でやはりこの部分は私は賛成すべきやという思いで賛成をしました。その責任はこれからも、もちろん議員をやめてもついて回るという思いも、それは責任としては私個人的には持っております。

以上3点の質問、時間も少しなかったんですけども、紳士的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。これで終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で藤原裕和議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続きまして、一般質問を行います。

次に、11番、廣納良幸議員を指名します。

廣納良幸議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 11番、廣納です。通告に基づき、防災対策と災害防止等の対策について、まとめて1件ですが、内容を3つに区切ってお伺いをいたしますので、申しわけございませんけども、一つ一つお答えをお願いいたします。

1番目といたしまして、いわゆる防災面から、今まで町内に起きた実情といたしましうか、現状といたしましうか、大きな雨も降っております。昔でいいますと、小さいときに言われた「地震、雷、火事、おやじ」というようなことわざで、やはり一番大きな、一番恐ろしいものは地震であると、その次に雷だ、火事だ、おやじだというようなことわざといたしましうか、先人の教えがあったわけですけども、小さいころはそう記憶にはないんですけど、地震もそんなに大きくなかったように思いますし、雷は雷で、光より音のほうが怖かったなど。昔はまだ火事が、数回見たような覚えもありますし、火

を見るとやはり怖いと、恐怖を覚えていたことも覚えております。昔はおやじは怖かったけども、現在は時代が変わってしまい、要するに50年たつと全く違うのかなと、いろいろニュース、新聞等を見ると、何か威厳がなくなったのではないかなというような感じでもございますけれども、このことわざ自体ももう当てはまらないようになってしまった。阪神・淡路大震災のように、もう考えられないような大きさの地震が来、東北もあり、また今回は熊本あり、鳥取もありと、いろんところで大規模な地震が起き、雷においては頻繁的にやはり起こり、情報を的確に把握すれば、災害は最小限度に抑えられると、死亡者も少なく済むんですけども、やはり年間何人かの死亡者も出るという意味においては、一番また雷が予想できるのではないかと、このように思うんですけども、火事も町内で数件起こってきて、また再度そういう何かの要因があるのかなということもあわせてお伺いをしたいわけでございます。

これらにとって、一番予測可能なのはやはり大雨とかゲリラ豪雨とか、そういうものが来るであろうという予測はできるようになってきましたけれども、それでも80%行くか行かないか、結果的にこうであったというようなところはあるんですけども、最小限度に抑えるための教訓といたしましうか、対策はしなくてはならない。2番目、3番目につながるんですけども、まずこの状況が、神河町内にどのようなものがあったか、まず皆さんに思い出していただきたい。ケーブルテレビをごらんの皆様に、そういやあったなというような感じで思い出していただきたいので、ある程度の範囲は広げていただいても結構ですけども、まず1問目の答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の1番目の御質問にお答えさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響で、神河町においても大雨による災害が発生しています。これらの災害に対応するため、議員の御指摘にもあるように、気象に関する情報は日進月歩を続けておりまして、神河町においても兵庫県フェニックス防災システムや気象情報会社のウェザーニュース等から気象情報を受けながら、初動体制の迅速な立ち上げを実施しているところであります。

また、消防団員の皆様に水防活動の最前線で御協力をいただいているところでございまして、これまで人的な被害が出ていない成果として考えております。

災害は忘れたころにやってくると言われますが、住民生活課防災担当特命参事のほうから、神河町で発生した災害を時系列的に大きな災害、雨量の高い災害別に紹介をさせていただき、あわせてどの地区でどのような災害、被害があったかについてお答えをし、今後の一助になればというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災担当参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課の田中でございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

1点目、災害の時系列的についてでございます。

最初は、平成21年8月1日の集中豪雨でございます。続いて、平成21年8月9日から10日の台風9号でございます。続いて、平成23年9月2日から4日の台風12号でございます。最後に、平成25年9月2日から4日の秋雨前線による大雨でございます。雨量の多かった地区、数量は後ほど述べてまいります。

2点目、災害の大きなものについてでございます。以下、大きなもの3つについてお答えいたします。

1番は、平成23年9月2日から4日の台風12号でございます。2番目は、平成25年9月2日から4日の秋雨前線による大雨でございます。3番目は、平成21年8月9日から10日の台風9号でございます。

3点目、雨量の大きなものについてです。時間雨量について答弁いたします。

1番は、平成25年9月2日の秋雨前線による大雨でございます。根宇野雨量計で午前6時30分から7時30分の1時間に126ミリを記録しています。2番は、平成21年8月1日の集中豪雨による大雨です。新田雨量計で午前5時20分から6時20分の1時間に88ミリを記録しています。3番は、平成21年8月9日の台風9号による大雨です。川上雨量計で午後11時20分から翌8月10日午前0時20分の1時間に43ミリを記録しています。

続いて、累計雨量についてです。

1番は、平成25年9月2日から4日の秋雨前線による大雨です。新田雨量計で486ミリを記録しています。2番は、平成23年9月2日から4日の台風12号です。新田雨量計で424.5ミリを記録しています。3番は、平成27年7月16日から17日の台風11号です。根宇野雨量計で331ミリを記録しています。

4点目、どの地区でどのような災害、被害があったかについてでございます。災害の大きなものから3つお答えいたします。

1番は、平成23年9月2日から4日の台風12号です。1つに、主に越知川流域で床上・床下浸水被害がありました。居宅の床上浸水が3棟、居宅の床下浸水が12棟、工場、倉庫等への浸水が13棟でございます。2つ目、越知川、猪篠川、追上川等で河川の護岸崩壊がありました。3点目、国道312号線杉区、県道岩屋生野線、作畑、大畑、岩屋地内で路肩崩壊、また、同じく岩屋区、茶木原橋の橋梁一部流失等ございました。4点目、町内全域において、町道、林道、作業道の路肩崩壊がありました。5点目、町内全域において、井堰、用水路、農道、田畦畔の崩壊がありました。

2番は、平成25年9月2日から4日の秋雨前線による大雨です。1つ目、主に神崎エリアで床上・床下浸水がありました。居宅の床上浸水2棟、居宅の床下浸水43棟、工場、倉庫等への浸水14棟です。2つ目、越知川、高坂川、神明谷川、中茶屋川、野上川等で河川の護岸崩壊、土砂流入がありました。岩屋区高坂川上流で土石流が発生しております。3点目、主に神崎エリアにおいて、町道、林道、作業道の路肩崩壊、土砂

流出等がありました。4点目、町内全域において、井堰、用水路への土砂流入、農道、田畦畔の崩壊がありました。5点目、グリーンエコー笠形において、杉の湯荘、農村環境改善センターの床上浸水被害を初め、根宇谷川の護岸崩落ほか、敷地内各所において土砂流入、路肩崩落等の被害が集中しました。

3番は、平成21年8月9日から10日の台風9号です。1、主に川上区で土砂災害がございました。居宅の床上浸水1棟、居宅の床下浸水3棟です。2つ目、河川の護岸崩落、具体的にはナメラ谷川、尾ノ瀬川でございました。3点目、町道の路肩侵食がありました。4点目、井堰、用水路等への土砂流入等が宮野区、上小田区でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ここで、私のほうから。先ほどの住民生活課防災担当参事と申しましたけれども、正しくは住民生活課防災特命参事ということでございます。間違いでした。申しわけございません。

それでは、廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） いかにかいいうか、多い雨量があったかということは、最近でいいますと、平成25年の9月2日、根宇野、岩屋が、いわゆる日本ジェットさんにも被害が及んだ、時間雨量126ミリ、これが神河町内で降った最高だと思わすけれども、テレビ報道で見ますけれども、ここまでの雨量というのはそう聞いたことがない。昔は要するに雨量計の時間当たりの50ミリで、立って傘を差すと息苦しくなるというような表現で、我々は50ミリに達するんやなという記憶があったんですけど、そんなもんはもうはるかに超えてしまう雨量が一度に集中的に線状降雨帯いうんですか、同じ場所に降り続けるということで、400ミリとか、そういうもので、大きな被害が出るわけです。

そういう意味では、時間雨量これぐらい降りますよという予想はついても、ピンポイントでどこがどうや、どこにどういうふうな雨が降る、被害が出るというのは言いにくいんでしょうけれども、町長は勇気を持って、空振りでも結構ですから、人命第一の点から早目の避難指示、勧告等々を出していただいて、第一義的には自分の命は自分で守るのが第一義なんですけれども、それをするためには正確なやはり情報等が逐一報告されなくてははいけない。それは3番目の質問でまたかかってくるんですけども、そういう意味での町長の心構えはいかにあるか、お聞きをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 議員御指摘のとおり、もう近年本当に想像を絶する大雨、集中豪雨があるわけでございます。そして神河町におきましては、先ほど防災特命参事のほうから時系列的に説明をさせていただきましたが、ここ数年来の状況については申し上げたとおりでございます。そして、平成25年9月2日から4日にかけての大雨という中で、根宇野区に設置している雨量計で126ミリ、時間ということでありまして。このときも1時間でそういう雨量でしたが、2時間でざっと200ミリぐらいに達したとい

うふうに聞いております。そのときは本当にピンポイントでの大雨、特に福本あたりから根宇野あたり、岩屋にかけてということになっておりましたが、もう本当に一気に真っ暗になって、そして雨が降り続いたという状況であります。さすがにそういったピンポイントでいきますと、もうこの越知川本流の水の増水というよりも、谷川が一気に川になったということで、雨水とあわせて立木が流れ出るという大変な災害であったということを記憶しているところでございます。

そして、事業所等に大きな被害が発生したという部分につきましては、それは平成23年の9月2日から4日の台風12号の災害、そちらのほうがトータル雨量が400ミリを超えたというところでございます。堤防の決壊という中で、根宇野から山田にかけての護岸が決壊するという大変な被害になりました。

そして、私も平成21年の11月から就任をいたしまして、そして23年の台風12号を経験したわけでございます。それまでも職員時代で平成21年の集中豪雨ということで、これは川上、上小田方面とあわせて、何といたしても佐用町を中心としたこのエリアに大変な被害が起きたということで、当時から、あそこから避難指示命令の出すタイミングということが非常に行政サイドに求められた時期であります。

そういう意味において、空振りという、それは恐れずにやっぱり情報を出していかなければいけないということを私自身強く思っているところでございます。それとあわせて、やはりそういった大雨も含めまして、いろんな情報収集をしていながら、これからいかにもっと丁寧な情報を伝えることができるかということで、ケーブルテレビを活用した情報発信にも努めているところでございます。今後も引き続いて、恐れずに、勇気を持って避難指示、避難命令については対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 町長の命令一下、皆さんが動かれてやるわけですが、来年の4月から、最終的な3番目の質問の中にもあるんですが、防災行政無線の運用が行われるわけですから、いわゆる電源が切れても、真っ暗になっても聞こえますので、それで逐一情報発信していただきたい、このように思います。ですから、それを最大限に生かすのはやはり情報だと思いますので、幹部職員の皆さん方は特にですが、情報共有を持っていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

続きまして、同じ内容のことですけれども、2問目に入らせていただきます。

この2問目に対しまして、今年度も町長懇談会を寺野区においては7月24日日曜日に行っていただきました。多くの意見、要望が出たと思うんですけれども、寺野区におきましては、以前から昭和橋、野村と寺野間にある古いほうの橋ですね。下にはしんこう大橋が、新しく大きなものが、立派なものできているんですけども、一番狭隘なところにもう大分老朽化した昭和橋というものがかかっており、災害に関しては、1度公民館に避難したことがあります。というのは、生野ダムの事前通知なくなされた放水に

よって、一気に1メートルぐらいの高さまで上がってしまったと、今まで流れてたより上がってしまったと、それで要するに橋の一番下部というんですか、あそこにもうかかりそうだというようなところが出てしまったと、ですから初めての、私も経験がございませんけれども、避難をしたという経験がございます。

それを踏まえまして、兵庫県に申しまして、生野ダムも新しい方法を考えていただいて、同じような間違いを起こさないという約束もしていただいておりますので、事前通知なり放水の仕方を変えろと言っていたら、安心はしておりますけれども、やはり生野地区で大きな雨が降ったんだなということがわかるというのは、市川を見ておられますと、30センチぐらいぽつと上がる時があるんですね。これはダムが放流したなとわかるぐらい上がるんです、やっぱりね。30センチ、40センチはやはり上がるんです。ですから、これは調整してくれとるなという善意では見ておるんですけども、そういう意味での通告はございません。

ですけれども、やはり今までの、以前の、何回も、何年も続いて町長懇談会のときに要望を出していただいた河床ですね。河床がだんだんだんだん、要するに川の底が、砂利がたまってしまったというんか、どういう表現をしたらええんかわかりませんが、橋脚のところ、そこら辺ですかね、真ん中がやはり上がってくると。それとヨシ等で、それも相まってわかりませんが、やはり上がっていると。ですから要望が数年にわたって、同じ人が何回も町長にお願いして、これはちゃんと県にお願いをして、何とかしてほしいということは、やっていただいておりますけれども、どういうふうに要望していただいて、どういう状況になっておるのかわからないので、結果的に何もしていただいてないかと一緒ちゃうかと言われました。はっきり言うて、私に言われました。いや、何回も、まあいやあ予算がないので、順番にやっていますので、ことしはその区間ではないんですとか、そういう説明を受けても、やはりそういう説明しても、何で少しでものけてくれへんのや、ちょっと安心をさせてくれへんのや。これはこれで寺野区が水につかれれば、野村区が水につかれれば、あなた、天災と違って、人災だと言われたんですよ。天災違うよと。雨はしゃあないけど、逃げたらええけども、何とか工事する、護岸をきれいにする、そういうことで防げるものを防げなかったという、やらなかったというのは人災であると、何を考えておるんだ、行政はというふうによく怒られたことがあったので、今回このような質問をさせていただいておりますけれども、粟賀南部といいたまいますか、そのときに、今、特命参事から行っていただいた、毎年寺野区では人権講座を開かせていただいていたんですが、区長さんのアイデアで、ことしは1回防災について考えてみようやないか、一遍共通した認識を持っとこうやないか、我々も避難したし、やはり河床はあれで、大きな雨が降ったらやられるでと。明治の初めにらしいんですけども、お話を聞くと、20数軒、全部流されたと、寺野区は。というのは、位置が低いんですわね。野村区も低いところがあるので、どちらかやられると、何軒かの、橋の下側、橋が崩れたら、助かるかもわかりませんが、そこに木

が詰まるとか、いろいろなものがあると、どちらかがやられるというような状況にあるので、その可能性を少しでも減らしていただきたいということで、今説明いただいた特命参事、田中さんに講習をお願いしたい。区長さんからの申し入れで、粟賀南部地域で想定される洪水被害についてという、こういう冊子までつくっていただいて、その南部の区長さん方にも寄っていただいて、講演を受けて、そこには防災無線のことも書いてあるんですけども、そういうものをやはり共通認識で持っておかないと、越知川と市川に挟まれた地区、挟まれてませんけども、福本地区もそうですし、加納、柏尾、東柏尾もそうですね。で、寺野、貝野。あれ、どちらかがやられると、寺野区、越知川やられると、加納区もお大師さんのところを長年かかって護岸整備していただいて、大分いうか、よくなった。そこがやられてたら、加納がやられ、寺野の一部もやられ、貝野もやられ。加納もね。市川がやられると、その流域、もっと上からですけども、大河内エリアから、この南部に関して言いますけれども、柏尾、寺野、貝野と、こうやられるわけですわ。実際に、昔やから護岸整備ができてなかったところにやはりあったというのは、一番大きな被害なんですよ。今までもやはり堤防決壊したりして直し、また決壊し、直しというような歴史がありますんで、皆さんは水の怖さを知っておられるので、やはり河床、石を、下の砂利をさらえて、ちょっと深くしていただいて、要するに、何面積いうんかな、流れる面積を広くしていただきたい。

行く行くはあの橋ももっと大きなあれでね、手前からぐうんと大きくなればええんでしょうけども、そういう要望も我々の生きておるうちはだめでしょうけれども、それも要望していきたいと思うんですけども、その2問目について、町長、答弁お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の2番目の御質問にお答えさせていただきます。

廣納議員の御指摘のとおり、道路や橋、また堤防、そして上下水道施設も含めたインフラ施設の経年劣化等に対する早目早目の対応により、被害を最小限に食い止められるということは周知のとおりでございます。

現在、インフラ施設の経年劣化等の対策としましては、上下水道、橋梁補修等については、長寿命化修繕計画に基づき取り組んでいるところでございます。

さて、災害が起きる前に最低限度の河床の土砂等の撤去を要望しているが、町からの要望をどのように行っているかという御質問でございます。

寺野区と野村区に関係します昭和橋の上下流の河床土砂等の撤去につきましては、平成21年度において区から要望書をいただき、姫路土木事務所福崎事業所へ要望しており、毎年の福崎事業所への要望の際にも引き続いてお願いをしているところでございます。資料が残っているところでは、平成23年6月、平成24年7月をお願いしております。また、平成25年度に昭和橋で福崎事業所と現地立ち会いを行い、土砂撤去等に

ついて現状を見ていただいて、要望もさせていただきました。

集落懇談会でも要望として出ておりますので、この10月に福崎事業所に文書で昭和橋上下流の土砂撤去等についてお願いをし、11月初旬に寺野区長様、福崎事業所担当者及び神河町で現地立ち会いをしているところです。

次に、神河町内の河川で同じような土砂等の撤去は、いつ、どこで、どのような工事が行われたのかという質問もございます。

まず、越知川の状況についてであります。

平成24年度に市場橋下流及び栗賀大橋の上流、貝野橋上流の一部で土砂の持ち出しを実施していただいています。

次に、市川において、平成24年度に鍛冶地内において、流下断面確保のため、堆積土砂を横方向へ移動しています。平成25年度に大河区の福井橋上下流において、草刈り、伐採、根の除去等を実施しています。また、昭和橋下流右岸において、除草と堆積土の敷きならしを実施しています。

区から出ています要望については、土砂等の撤去、護岸等について要望がございました。具体的な内容といたしましては、区といいますのは、神河町全体でございました。加納区からは、越知川護岸整備、場所は栗賀大橋南150メートル付近の未整備箇所、そしてまた、護岸のかさ上げ、上井堰、上下流、そして栗賀大橋上下流の土砂撤去の要望がございました。福本区からは、越知川の土砂撤去、特にたいこ弁当西側付近の要望でございます。貝野区からは、越知川護岸のかさ上げ、レオパレス住宅から南側にかけての要望となっております。以上が神河町内区からの要望の主なものということになってこようかと思えます。

具体的な例で説明をさせていただきましたが、姫路土木事務所福崎事業所への要望はもとより、兵庫県知事の要望会、また中播磨県民センターとの意見交換会、さらに西播磨市町長会の各種要望会など、折に触れて土砂のしゅんせつについて、いわゆる取り除きについて要望をしているところでございます。

兵庫県からは、広大な兵庫県、いわゆる太平洋、瀬戸内海、日本海、この広大な面積を擁する中に五百何十万人という兵庫県でございしますが、その中で41市町から細かい要望が出る中で、緊急性の高いものから順に実施していますと回答をいただいているところでありますが、私どもとしては、引き続き要望をしていくことで、必ず事業実施に結びつくものと考えているところでございます。

以上、2番目の質問の回答させていただきます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 実際的に時系列的にこうしておっしゃっていただくと、やはりやっていたらいいんだということがわかっていただいたと思うんですが、要するに結果は出てない。要するに、我々の局所の要望に対しては、どういう順番で待たばいいんだと、誰かの家がつかるのか流れるのかせんとしてくれへんのかというよう

な極端な御意見もございます。いやいや、そうじゃないんですと、常に要望していきながら、町内においては最優先でやっていただけるような感覚を持って私は頼んでいきますし、町長も考えていただいています。そのように思っておりますので、もうしばらく。ならいつまで待たばいいんやというような問答になってしまうわけですね。

ですから、今、急傾斜地を実際に長谷区、本村でしたか、1億の予算がつき、また、2,000万の追加で大々的にやられている。そんなところははっきり言ってもっと先にやらないかんですけど、そういうメニューはなかった、メニューがね。県がやってもよろしいよ、やりなさい、100%補助金出すよとか、そういうものがあつたらやっぱりやれるんです。要するにお金がなかったらやられへんということなんです。ですから少しずつやっていただいたら、住民の方も少しずつ直していただいたら、1億あるんやつたら、1,000万ずつ10カ所やるいうぐらいの気持ちでやっていただいたら、待っていただける。やっていただいているんだと、私は納得も、また逆に町長が今こうやっているんですと、完璧ではないんですけど、引き続いてやりますと言うたら納得していただけたらと思うんですよ。それがやはり住民に対するサービスでもあり、要するに人災にしない最大のところではないかと、私はこのように考えております。

ですから、どのような今回は要望で、どのような答えがあつたか、建設課長、ありましたらよろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。今回、11月に現地におきまして、寺野区長様、それから福崎事業所の職員、担当の方々と私とで現地で立ち会いをさせていただきました。その中で、区長様より具体的な場所の説明を受けて、その後には要望というところで、過去の事象も説明していただく中で、今回、土木事務所さんのほうで少し予算措置ができたようなので、少しではございますが、実施をしていくというところで、現在、雑草、それから雑草の根の処分につきましては非常に処分費が高つくまいますので、その部分等の工法につきまして、検討を進めていただいているところでございます。

寺野区からの要望につきましては、ほかの区からの土砂撤去等につきましても、引き続き土木事務所の方に要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 今言われました具体的な根のついた土砂、その撤去にお金がかかるというのが、土砂もしくは砂利とその根と分けられないとか、要するに余分なお金がかかると思うんですよ。はっきり言うて、大きな町有地でもあれば、根こそぎがとって、極端に言えば5年ぐらいほつたらかしくと、ならヨシも枯れるし、要するに雨風で土砂や砂が落ちるというようなことも考えられるので、何も莫大なお金をかけてやる必要がないと私は思うんです。ですから方法によってはもうちょっと莫大な費用がかからんような方法を模索しながら、県に対しても申しわけないので、た

だ、ごそっと抜けて、置く場所があればええわけですわ。そこを要するに根とあれを分離して、草はこっち、石はこっちとするから莫大な費用になってしまうと私は想像してるんですけども、いろんな方法があると思うんですけども、私は素人ですからわかりませんけれども、そういう意味で、課長、もう一度、ほかに方法、もうちょっと安うついて、その余った分で広くやっていただくことはできますとか、そういう問いかけをもう一度再度福崎土木事務所にやっていただけますか。これは可能ですか。相談するんですよ。これをやってくださいじゃなしに、こういう方法をちらっと言われたんですけど、そんな方法があるんですか。今まで砂利は砂利でね、昔は砂利業者さんいうておられたんですわ。専門にやられる方が。ですから、おかしな言い方ですけど、誰でもかれでも砂利はいらえないんです。その専門業者さんがおってんで、それは余り申し上げませんけれども、そういう方にお聞きしたら、もうちょっとええ方法が浮かんだりするんじゃないかなと私は思うんですけど、真弓課長、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。先ほど廣納議員さんのおっしゃられた方法、できるだけ安く、処分費等がかからないような方法で県土木さんのほうに再度調整をさせていただきたいと、このように思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 努力していただいているんは大前提で、もうすごく感謝しているんです。それ以上に要望がまた、これをしてもうたらもうちょっと広くとかいうのが常なので、申しわけないけれども、今の勢いで県に予算をつけていただいて、工事が早く行われるように、これは建設課長、真弓課長にお願いをしておきます。

それでは、最後の防災無線、これの設置業務についてお伺いをいたします。

これは、今、各家庭を回っておられると思います。ですから各家庭の皆様方は御協力をお願いしたいと思います。ですから、私の一つの対応は、いわゆる高齢者の方々、超高齢化社会じゃないんですって、今は。スーパー高齢者時代。テレビでやってました。俗語や思いますよ。超高齢化の上やいうんですわ。スーパーがつく、もうそういう高齢化時代に今から入っていくんや。何でもかんでも新しい言葉つくるなと思いましたがけれども、実際に人口的にいきますと、27年度10月と28年度10月末、同じ、要するに1年間の差を見ますと、人口では1万1,971人、それが28年度10月になると1万1,871人、減っとるんですね、やっぱり。当たり前ですよ。普通でいえば。次に、60以上の人口はどういうふうになっているかで見ますと、27年度は3,951人、ことしは、28年度は4,027人、高齢化率でいうと33%から33.92%になっている。75歳以上の人口で見ますと2,128人、ことしは2,175人、高齢化率は17.78、0.92の増。次に、88歳以上の人口を示していただいております。480人の方がいらっしゃる。男性の方で118人、女性で362人。ことしは男性が129人、女性は385人。99歳以上の人口になりますと、この方が16人おられまして、男性が

2人、女性の方が14人。ことしは男性が2人、女性が15人。要するにそのまま人口は流出において減っていくけれども、高齢者の方のそういう意味でのパーセンテージはふえて、なおかつ、これは私は大前提で、素晴らしいことやと思うんです。高齢者の方が生き生きと暮らしていただけるというのは、町長が進めている若者もありますし、高齢者の方々の見守りもあわせてやっていただいているおかげだと。まして病院がありますのでね、そのおかげもあると思うんです。そういう意味では高齢人数のほうがふえる、これは当たり前なんです。ですからその方々を要するに助けるといいますか、わかりやすい防災無線、もうつけっ放しにして、そこに置いとったらええと。ふだんうるさいから小さく絞っとったらええけども、本当に生命にかかわるような事態は何もしなくても大きくなるんか、声がね。そういう機能がついとんかということもお聞きしたい。

というのが、ひとり暮らしの、もう今75歳以上の方でね、273人いらっしゃるんです。ひとり暮らしが。それで、御夫婦、75歳以上のお二人でお暮らしの世帯が210世帯あると、こういう資料を健康福祉課長からいただきました。これは今からもふえると思いますのでね、そういう方を守ると、走って逃げるいうわけにいかないので、早目に早目に周りから助ける。本人さんも聞いていただくために、そういう工夫がありますか。このことについて、3問目の答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の3番目の御質問にお答えさせていただきます。

来年4月より現在のケーブルテレビ事業の告知端末機にかわる設備として、防災無線事業に今取り組んでいるところでございます。その中で、戸別受信機の取り扱いにつきましては、電波受信できる場所に設置業者が設置しますので、基本的にはコンセントにつないで電源を入れていただいて、音量調節いただくのみで放送を聞いていただけるという簡単なものでございます。設置につきましては、現在、試験放送を流して受信状況を確認をし、設置しております。

設置時には、業者が簡単な説明を行い、あわせてA4判3枚のパンフレット、いわゆる取扱説明書を配布しております。今後、使い方をケーブルテレビ11チャンネルで放送することで周知をまいります。

録音につきましては、放送を行う側で録音設定した放送について、自動で録音する仕組みとなっています。住民の皆様には録音操作していただくなくても自動で録音を行います。録音は40分間、または70件の録音ができるようになっています。

行政からのお知らせは、平成29年4月1日から本格実施いたします。放送時間はこれまで同様に午前6時と午後7時30分です。

通常のお知らせ放送は、戸別受信機からのみ放送します。屋外の拡声子局の外部スピーカーからは、通常のお知らせ放送は行わずに、火災あるいは地震などの緊急放送のみ行います。

緊急放送は、戸別受信機とあわせて屋外拡声子局の外部スピーカーから放送を行います。

集落等からの放送、区長様などが行われる放送については、全町、旧町単位、小学校区、区、隣保等の単位で行えるものです。放送の仕方の説明会を来年3月末と4月の中旬に計2回開催を予定しています。

このたびの防災無線システムによりますこの内容です。メリットにつきましては、これまでのケーブルテレビ放送の課題でありました停電と断線による放送できない事態を解消している点にあります。停電対策としては、通常は家庭用コンセントを電源としていますが、停電時は内蔵する乾電池を自動的に電源とすることで対応いたします。設置時には戸別受信機に単1乾電池2本をセットして設置して、単2または単3電池にも対応しています。停電時には自動的に乾電池に切りかわる構造となっています。一定条件、具体的には5分作動、55分の待ち受けの中で、48時間以上72時間までの放送待ち受けが可能です。

停電時の放送受信を確保するため、乾電池は必ず1年に1回交換していただくよう、集落説明会でお願いしています。また、戸別受信機には交換時期を表示したシールを張っていますので、各世帯で交換していただくと考えています。なお、戸別受信機に係る電気代、2回目以降の乾電池の交換費用は住民皆様の御負担となります。

緊急放送の際は、音量設定に限らず、最大音量で放送が行われます。

火災放送は姫路市消防局からの火災指令通知を自動で音声放送いたします。これまでに以上に早く火災の発生をお知らせすることで、初期消火への初動を早めることができると考えております。

デメリットは、今後において実施の計画をしています神崎エリアのケーブルテレビ光ケーブル整備に関連して、平成30年4月以降、ケーブルテレビ電話サービスを終了することとなります。この件については、ケーブルテレビ電話しか通信方法のない生活困窮世帯には福祉電話を設置するなどの協議を関係課で行い、対策を講じてまいります。

最後に、防災無線の整備により、行政放送や緊急放送を町内にお住まいの皆様へ届ける体制ができると考えています。声が届くという安心が住民皆様への福祉の向上につながることを考えますと、行財政改革の取り組みにより、将来世代に負担を残さない安定した自治体経営の基盤を確立するには必要不可欠ですが、生活基盤をなすライフラインの整備も持続可能な地域社会にはなくてはならないものと考えています。このバランスをしっかりと見きわめながら、一人でも多くの方に神河町に住みたい、住み続けたいと考えていただけるよう、魅力あふれるまちづくりを一層推進してまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、3番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 説明の回数は2回だということなんですけれども、やは

り若い方に来ていただいて、お年を召された方に、これどないやったかなと聞かれたときにちゃんと説明できるような、もしくはいわゆる今言われたA4の冊子ですか、説明文章もわかりやすく、極端に言えば、高齢者の方に、お年寄りの方に見てわかる絵で描いて、少し大き目な字で書くとか、そういう意味での配慮もお願いします。

それと、生活困窮者というようなあれで、固定電話、今までケーブルテレビでの電話しかなかったところには福祉電話を設置するというふうなことも考えていただいていますので、今、実際にもうついているところと今からつくところがありますので、丁寧な要するに器具の説明とか、対応とかをしていただきたいので、最後に、田中参事、それをちゃんとできるように、答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今御指摘受けました内容を踏まえまして、今後、残っております住民生活課の集落説明会に反映するとともに、今後の防災行政無線の展開に生かしていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（11番 廣納 良幸君） どうもありがとうございます。どうぞよろしく、高齢者の方々に迷惑がかからないように、丁寧をお願いします。何度でも説明してください。何回聞かれても丁寧に、優しく説明をお願いします。以上です。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で廣納良幸議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、10番、小林和男議員を指名いたします。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。本日は、1つ目に、空き家取り壊し条例を制定できないか、2つ目に、都会からの移住者が安心して神河町に定住できる支援の充実を望む、3つ目に、神河町上下水道基本料金を使用量にウエートを置いた制度に変更できないか、以上3点の質問をします。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、まず1つ目の質問として、空き家取り壊し条例を制定できないかという質問です。

その理由ですが、我が町は、人口減少に伴い、空き家がふえてきております。10月27日の議会報告会において、区長様より、空き家が放置され、安全と景観面の問題を御提言いただきました。後日、現地を見に行きますと、今にも崩れそうな廃屋に藤が巻きついて危険な状態でした。空き家に面した町道は、通学路として指定されていましたが、危険なため、通学のルート変更をされ、現在は通行禁止の三角の赤いポールで仕切られていました。また、現地は、越知川自転車下りコースの観光ルートとも隣接しているため、景観を損ない、町のイメージダウンにならないか心配です。

そこで、近隣の自治体でも取り組んでいるように、空き家取り壊し条例を制定し、町

ぐるみで安全・安心、美しく住みよいまちづくりを目指そうではありませんか。

このような趣旨の質問です。御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の1番目の質問にお答えします。

議員お尋ねの箇所は、地元区長様からも相談を受けているところでございまして、他の集落でも区長様から同様の御相談を受けており、空き家問題が神河町でも顕著になってきたことを認識しております。

空き家対策につきましては、国家的な問題となり、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、国、地方を挙げて空き家問題に取り組む体制がつくられつつあります。空き家対策に係る条例等を制定している市町は県内の約半数となっており、当町においても条例や補助要綱の制定が急がれるところでございます。

今後のスケジュールですが、平成29年度中に特措法にもうたわれています空家等対策計画を策定し、このまま放置すれば倒壊を招くような特定家屋を認定するための協議会を設置します。協議会の設置は、空き家の適正管理に関する条例を制定する中で条文でうたい込み、協議会で特定空き家を認定し、空き家所有者の解体に係る負担を軽くするための助成制度を構築したいと考えています。

以上、小林議員の1番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま答弁いただきました内容で、私の意図するところは十分理解をしていただいているようでございます。また、29年度から取り組むと言われました。その中でも空き家の解体、特定空き家に指定されると町のほうから解体費の助成を、思いやり措置をするというふうな内容も盛り込んであります。これで一安心なのですが、方向性と実効性には安心するわけなんですけども、何分にも空き家が倒壊して、まさか問題が起きてからでは事が遅いので、できるだけ早くその実施をお願いしたいと思うんですけども、余りにも危険なところは、そのまま放置するんじゃない、何かの手だてが必要な、29年度からということで一安心なんですけども、1年、もしくは2年先に、実施は2年ぐらい先となると思いますので、その2年間で耐え得る状況にあるか、建物の調査をしていただいで、現状把握を十分していただいで、もしか仮措置とか、前置き措置ができるようなことがございましたら、取り組んでいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡でございます。議員御指摘の場所につきましては、私も現地を訪ねまして見てきました。確かにおっしゃられるとおり、藤が巻いて、非常によろしくない状態だと思っております。地元区長さんともお話をする中で、きょう、先ほど町長が答弁をした内容で話をし、納得はしていただいているというところであります。

29年度からというふうには申しましたが、実際はもう既に庁舎内会議も2回行いまして、今、区長様からお聞きしている2件だけではなくて、ほかの洗い出しもやろうということで会議を進めているところであります。

特に危険で崩壊すると危ないということにつきましては、もうおっしゃるとおりだと私も思っていますので、できるだけ早いうちに制度ができるように、台風シーズンが今でしたら7月、8月ごろからもう来ますので、それまでにスピードアップして条例化し、そして補助制度を構築し、何とかしてまいりたいなということで、スピードアップということは頭に入れておりますので、よろしく御理解していただきたいなと思います。以上であります。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま住民生活課長より、急ぐというふうな、十分御理解いただいておりますので、その意図は十分伝わりましたので、今後に期待いたします。よろしくをお願いします。

それでは、次に、2問目の……。

○議長（安部 重助君） 小林議員、ちょっと区切りのいいところで、昼の休憩にさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時44分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

傍聴の方をお願いいたします。会議の傍聴につきましては、地方自治法第130条第3項の規定に基づき定めております神河町議会傍聴規則を必ずお守りいただきますようお願いいたします。

なお、注意事項につきましては、傍聴席入り口に掲示しておりますので、御確認ください。

また、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切っていただきますようお願いしておきます。

それでは、午前中に引き続きまして、小林和男議員の一般質問を続けていきます。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） それでは、午前中に引き続きまして、次に、2問目の質問に入ります。

都会からの移住者が安心して神河町に永住できる支援の充実を望むという質問です。町がこれまで先駆的に取り組まれてきた空き家再生事業等による移住促進施策においてお尋ねします。

賃貸契約の場合は、移住者は家主さんと直接契約するのではなく、かみかわ田舎暮ら

し推進協会との間で10年間の契約を結ばれているようですが、契約期間が長いため、途中で契約に疑義が生じ、借り主と貸し主の間にトラブルになるケースがあると聞きます。当初に借り主と貸し主は直接会って相互に納得して契約を結ばれているのでしょうか。移住者の中には、神河町で永住する覚悟で私財を投じて空き家を改修し、家族ぐるみで引っ越しされてくる方もいますので、契約期間の終了後に生活基盤が失われてしまうという不安に悩むこともあるそうです。このようなトラブルが発生した場合、町はどのような対応をされているのでしょうか。現行システムにもし不備があれば検証し、神河町に夢と希望を抱いて移り住まれた人々が安心して神河町に永住できるような解決策を望みます。いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の2番目の質問にお答えいたします。

町内で増加し続ける空き家、空き店舗等を再生し、活用することで地域活性化を図ることを目的に、社会資本整備総合交付金など国、県及び町の補助金を活用して、店舗などの交流施設として整備を行っております。事業の実施主体はかみかわ田舎暮らし推進協会で、構成員は町内の各区から選出された田舎暮らし相談員の御代表、町内の大工等で構成する兵庫土建組合の役員様、都市との交流事業を実施されている団体の御代表に役場も加わり、平成22年に組織いたしております。

事業の実施に当たっては、かみかわ田舎暮らし推進協会が建物所有者から建物を賃貸借契約で借り受けた上で、推進協会と利用者との間で賃貸借契約を行って利活用していただいております。これまでに8件の施設整備を実施してまいりました。

改修工事は推進協会の大工を中心に、都市部からのボランティア、地域住民の皆様の御協力を得ながら改修を行います。改修後はチャレンジショップなどを開催しながら活用していただける利用者を募集し、物件の所有者、田舎暮らし推進協会の役員、地元集落の役員様にも御参加いただく中で、利用者に利活用方法のプレゼンテーションを行っていただき、選考委員会にて利用者を決定しています。

賃貸借期間は、建物所有者、利用者双方の生活環境等の変化による施設活用形態の変更もあり得ることや、国の補助金を活用して整備をしております。10年間は交流施設として活用することが義務づけとなっていることから、各施設とも10年間の契約期間としています。10年後には、田舎暮らし推進協会との契約はなくなり、建物所有者と利用者間で話し合いによりその後利活用を決定していただくこととなりますが、推進協会の事務局である役場が双方の間に入って意向の確認や調整を行います。

所有者と利用者は選考会でも顔を合わせておられますし、契約に際しても両者納得いただいたからこそ押印していただいていると理解をしています。10年後のことも考えますと、所有者、利用者双方のふだんからの良好な関係が何よりであると思います。

問題が発生した場合には、契約の中心にあります田舎暮らし推進協会の事務局である町が間に入って、所有者と利用者双方の御意見や思いをお聞きしながら調整

をし、問題解決に当たりますが、双方の御理解と御協力がなければ問題解決に至りませんので、そのあたりを推進協会事務局である町が中心となって対応してまいります。

人口減少対策は喫緊の最大の課題であり、神河町地域創生総合戦略に明記しておりますとおり、交流から定住へつなげることが大きな解決策であることから、これまで以上に空き家を利活用することが大切であり、今後とかみかわ田舎暮らし推進協会や空き家バンクを活用して移住者を受け入れていきたいと考えております。移住された方々に神河町に住んでよかったと思っただけの施策を今後も実施してまいりたいと考えております。

以上、小林議員の2番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいまの答弁の中では、10年間の契約は田舎暮らしと借家人との契約であって、10年過ぎると家主と借家人との直接交渉というふうな御答弁だったように理解するわけなんですけども、そのような理解でよろしいんですか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） この土地とか家とか、借地借家法という法律で一応保護されて、一くくりになっております。法律があります。この借地借家法によりますと、26条で、賃貸契約の更新という条項があるんですけども、その条項には、詳細を朗読すると時間が長くなりますので、私の理解で申し上げますと、その借地借家法の状況では、例えば契約者がかわっても、10年住み続けた借家人がそこで居住したいという意思表示をした場合は法によって守られるとあるんですけども、出ていく場合には、前もって通告書とか、いろんな手続が要るんですけども、契約書は民法上の契約と私は理解するんですけども、借地借家法の26条、28条、また借り主は古民家を改修して造作をしておりますので、造作費の賠償請求権とか、いろんな権利が発生するわけなんですけども、そういったことは契約の中では考慮されているのでしょうか。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。ただいま借地借家法の関係が出てまいりましたけれども、この部分につきましては、住まいの安定確保ということで整備がされた法律ということで、借家人を守るといったようなところがうたわれておるところでございますけれども、その中では、法の解釈の中で、いろんなそれまでの経過等々も踏まえた中で、総合的な判断が最終的には求められるといったような解釈もあるように存じております。そういったことも含めまして、こういった例えば問題が生じた際は、今、町長も申しあげましたように、こういった借家借家法等々の適用以前に、事務局が町として田舎暮らし推進協会のほうにも入っておりますので、町のほうがそれまでに所有者と利用者の間に入って問題の解決に当たってい

く。その場合には、双方の言い分も当然あるわけでございますから、そういったところを十分お聞きをしながら、双方の立場を理解した上で解決に当たっていくということで、対応をさせていただきたく思うところでございます。

いずれにしましても、そういった法的な解決に及ぶまでの対応がやはり重要なところかなというふうにも考えるところでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） これはインターネットで公募されてますね。その公募の時点では10年しか住めないよということはどうもなっていないと思うのですが、インターネットで、それからチラシも見せてもらいましたが、チラシも古民家で何か事業をしませんかというふうな呼びかけであって、その期限が10年間であるというふうなことはうたってなかったと私は記憶にあるんですけども、ですから、そういったことを、文章化されていないことがいきなり何年か後にその効力を発揮して、10年で切れますよというのは誤解を生じるものと思うんですけども、それで、神河町に移り住みませんかというふうな呼びかけをインターネットとかチラシでしておきながら、10年でまた仕切り直しというふうな現実、そこはどのように、移り住んできた方にしてみれば、大変残酷な話と思うんですけども、そこら辺の解釈はどのようにされますか。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。ちょっと今、過去の募集の資料は持ち得てませんので、そのあたりが確実にお答えはできないところでございますけれども、契約の中ではそういった部分についても賃貸期間ということで10年間ということを決めて、そこを御了解をいただいた上で双方の契約が成り立っているというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し補足になります。細かいところまで確認はしておりませんが、神河町の空き家利活用につきましては、さまざまな事業でもって空き家利活用を行っております。直接自分の住む家として、住居のために活用する空き家、そしてまた店舗活用として、店舗だけを利用するというところでされる空き家、また、店舗と、そして住居として活用される空き家ということにあらうかと思いますが、このたび議員御質問のそういった内容については、私の1回目の答弁でも申し上げましたように、この空き家を使って、どうでしょうか、チャレンジショップを募集しますので応募してくださいという形をとらせていただいています。それまでに最低必要なところは所有者との話の中で幾らかの改造もさせていただいているという状況であります。そして、一つの家屋で複数の、じゃあこういったお店をやってみようという応募に基づいて、いろんな方が何日間かの期間を区切って、チャレンジショップという形でさせていただいています。そしてその後、いよいよこの家屋を使ってこれから交流施設として御利用されないでしょうかという、そういう募集をかけながら、応募いただいた中で、プレゼンテーションを

していただきながら、最終的に契約をする。その段階では、最初、チャレンジショップだけということではあるにせよ、いよいよこの10年間の交流施設ということになってきますと、この施設はこういうことなんですと、10年間は逆に住み続けていただく、営業し続けていただくということが一つの条件になってきます。なぜなら、これは補助金を活用してやっている事業だということでもあります。そしてその中でこの推進協会と家主さん、そしてまた推進協会と借り主さん、それぞれで推進協会が契約を結んで、10年間の契約の中で進めてきているという状況がございますので、全く10年間ということを一言も言わずに契約をするということなどあり得ないわけでございまして、そのあたりをしっかりと説明をした中で、最終的に契約をさせていただいている事業であるというところを御理解いただければというふうに思っているところでございます。

推進協会ということになってきますので、こちらは任意の団体となってまいります。しかしながら、その立ち上げから運営も含めて、事務局であるのがどこなのかといえば、神河町の役場でございます。その役場の担当課が事務局を担っているわけでございますから、実際の事業運営であるとか、そしてまた家主さん、そして借り主さんとのそういった仮にトラブルがあれば、その間に入って調整をしていくという、そういう仕組みをつくっているという状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 町長の説明ですけど、そのことはそれで、おっしゃることは、事業の性格は、性質はわかります。県とか国の助成金いただいて、そういったことはよくわかりますけども、なれば聞きますけども、今、8件目の締結事項があるというふうなことを説明の中で聞いたんですけども、8件の方、皆さんそのような認識で、契約期間が10年で切れて、あとは家主とそれぞれの交渉に移ります、でないと、後、継続は難しいということを、ほかの8件はそのような理解をなされているのでしょうか。これ、石堂課長、御答弁お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。契約書におきましては、これは国庫補助をいただいておりますので、10年というスパンを義務として、そこで営業をしていただく、住んでいただくというような条件となっております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 個々の契約書は8件とも同じ形式の契約書だと思うんですけども、一件一件契約書の文言が違うというふうなことはないでしょうね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。細かいところまではチェックはしておりませんが、一般的に契約の内容はそういう期間とか、それからこの事業の目的と、そしてこうして10年間はやってくださいよという内容の契約は皆同

じでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） その契約書は民法上の契約だと思うんですけども、借地借家法に準拠した契約書ではないのかなと思うんです。法に準拠したものであるか、また、その契約内容が法に抵触していないか、そこら辺の認識はいかがですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この交流施設事業における契約でございますが、その条文の中に借地借家法第何十何条等々の条文を盛り込んで契約をしているという内容にはなっておりません。基本は10年間ということはしっかりとうたい上げていながら、あとは家賃ですね。家賃はやはり所有者からの、家主の希望等は、これはそれぞれの物件によって賃料が、借地借家料が変わってきますので、その部分に変更があるというところではございますが、基本的に押さえるべきところは全く同じの条文でございます。逆に推進協会といたしまして、また事務局、そして補助金申請を行っています役場といたしましては、10年間何とか住み続けていただくというか、営業し続けていただかなければ、逆に補助金を返還しなければいけないという、そういうところがございますので、ここを、まず10年間というところは逆に役場も慎重にプレゼンテーションの中で、この方だったら10年間大丈夫だなというところを確認をした上で契約をさせていただいているという状況でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 借地借家法を今の話で私が理解するには余り認識していないというふうに理解するわけなんですけども、もし8件の方が再契約のとき、10年たったときに再契約のときの借地借家料、料金のことで合意ができないとか、また、双方の思いがうまく合わず、どういうかね、提訴された場合は、判断は借地借家法に基づいて法の裁きがあるものと思うのですが、そうじゃないですか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） この契約の中に借地借家法を盛り込むという中で、借地借家法ということが行政サイド、事務局サイドにおいて認識がなかったという、そういうことではございますが、そういう捉え方とはまた違うというところは押さえていただきたいというふうに思っております。

逆に、法の解釈をどういうふうにしていくかということになってきますが、例えばそれを条項の中にうたい込むことで、逆に借り主にとりみると、どんな状況があろうか、その条項を前面に出せば、いけば逆に今度は借り主にとりましても、それだったらじゃあ貸すことはできないというふうな話にもなってこようかというふうに思いますので、要するに貸す側、借りる側というのが、それぞれの立場といたしますか、そういう方々で良好な関係を築いていくというところがまず第1の重点に置かなければいけないことなのかなというふうに思っております。

何年かたっても、そこに所有者の所有権が確実にあり続けるということになってくれば、例えば定期借地権という設定をすることでその所有者の権利が守られるという、そういったこともございますので、それは今後の一つの課題として考えていかなければいけない状況が出るかもしれないというところは私どもも押さえておかなければいけないという認識でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） まだこの制度はずっと続くものと思いますので、今後において、契約書を交わすときにはひとつ、役場が事務局になっているということが事実であれば、行政は法に忠実で、法のもとに全て行動、判断なされるわけですから、解釈によって法に抵触するいうふうな、そういったことのないように、安全な契約方法、抜かりのない、双方が安心して、最後は法の裁きに照らして解決が図れるというふうな手順を踏まれたほうが、より今後、次からの、まだずっとこの制度は続くんだと思いますが、これで、8件で終わりなんでしょうか。あとまだ続くのでしょうか。続くのであれば見直しされたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 現在、この契約内容について、今後、契約内容を変えたほうがよりこの事業を推進する上において大きいということであれば、それは十分考えていかなければいけないだろうというふうに思っておりますが、原則、私どもとしましては、法の裁きの前に調整を図っていくということがやはりお互いにとっていいことなんだろうというふうに思っております。契約は現在、推進協会と家主さん、そして推進協会と借り主、それぞれで契約をさせていただいておりますので、その中で事務局たる役場、現在事務局はひと・まち・みらい課というふうに変更にはなっておりますけども、このシステムに基づいて調整を図っていきたいという考えでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） なかなか契約が長期なのでね、10年とか、あと8年とか長期なので、幾らどういった条項があろうとも、それから人と人との約束事があっても、やっぱり最後頼りになるのは契約書の条項、条文が一番最後の頼りにされるのですね。普通、契約者はね。ですから、担当者は定年になって、あ那时的担当者はもう定年になっておられません。また、町長もかわられて、ああいった発言されたけども、今は町長かわってますというふうな事態を先々想定すれば、やっぱりしっかりした法に守られた条項、条文が一番双方が安心できて、気の休まる対策と思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 担当者がかわったとか、町長がかわったとか、そういうことでその都度その都度行政の基本的な一つ一つの事柄が変更するようなことがあってはいけないという、そういう強い思いで今も臨んでおりますので、引き続きそういう基本的な

考えを持ってこの事業の推進に当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 最初に言いました、この町にせっかく魅力を感じて遠方から我が町に引っ越してこられた方が、とりあえず神河町で住んで事業をしてみようという方が8人いらっしゃるということなので、そういった方が今後ずっと神河町で安心して住み続けるというふうなことが、役場事務局として円満に事を運んでいきますよというふうなお言葉はいただけないですか。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。冒頭の町長答弁、あるいは私の答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、やはりこの田舎暮らし推進協会、事務局は、規定の中でもうたっておりますけれども、役場が入るということ、そしてその事務局はひと・まち・みらい課、その時々々の所管課が担当するということになってございます。10年後の御不安という部分もあろうかと思えますけれども、トラブルが発生した場合、あるいは10年の契約が近づいてまいった際には、担当部署のほうがそういった調整、あるいは仲を取り持って、10年後にも安定して住み続けていただけるような取り組みをしてみたいということで変わりはございませんので、よろしく御理解をいただけたらと思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいまの課長のお言葉を信じて、今後に期待して、この2問目の質問は終わりたいと思います。

次に、3問目の質問に入ります。神河町上下水道基本料金の使用量にウエートを置いた制度で変更できないかという質問です。

その理由として、神河町では空き家が増加してきています。空き家の中には、地域の中心地で、人々が集まりやすい条件のところもあります。立地条件のよい空き家は活用して、例えば毎週二、三時間、地域の高齢者の健康サポート事業に利用して、ボランティア活動をしているグループの方がおられますが、水道の利用料は限りなく微量であるが、最低基本料金が年間6万を超すということで、運営の重荷になり、ボランティア活動にみずからの生活費から捻出せざるを得ないという状況と聞きます。

また、ひとり暮らしの老人が長期入院とか、二、三カ月、実の娘さんとの同居で家を留守にしている水道の使用量がゼロでも、事前に申し出がなければ高額の基本料金を支払わなければなりません。

そこで、上下水道基本料金を従量制、使用の水量にウエートを置いた制度に変更すれば、空き家利活用の推進とひとり暮らしの安定した住みやすさが、また、節水意識の高揚から水道事業自体のコスト削減が期待されると思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の3番目の御質問にお答えします。

現在、神河町では、住民基本台帳人数を基本とした人頭制で下水道料金を徴収していることから、毎月25日を締め日として世帯の人数確認を行い、料金徴収を実施しているところです。

このたび、水道の使用量に応じた従量制に移行すればとの提言ですが、集落別懇談会におきましても、赤ちゃんとかにも同じ人数として計算するのはおかしいのではないかなどの意見をいただいていることや、兵庫県下の各町でも徐々に従量制に移行されており、いまだ人頭制を採用しているのは、平成28年11月末現在で神河町とその他2町のみとなっていることから、内部では検討を始めているところです。

検討内容としましては、料金体系と導入時期が課題となっております。料金改定につきましては、一般会計からの繰入額の増額は難しいことから、今の下水道料金収入の総額を変えないことが基本となると考えています。

また、十分に調査研究しなければならない問題として、井戸水や山水の使用についてです。井戸水や山水を家庭用水として利用し、下水道に流している家庭が多く存在していると想定しております。町水道使用量はメーターで計測することができますが、井戸水や山水につきましては使用水量が把握できないことから、その扱いについて、どのように算定するかということです。井戸水や山水がある家庭、ない家庭がありますので、不公平感のない料金体系をどのように示すことができるのかと考えているところです。

次に、導入時期に関しましては、消費税の10%への増税が平成31年10月に予定されていることから、このタイミングで検討しているところであります。理由といたしまして、現在の水道料金の消費税分が内税となっていることから、これを外税に切りかえる機会として考えているところでございます。

まだまだ検討を始めたばかりであることで、料金体系を示すにはもうしばらく時間をいただきたいことと、そして消費税の関係もあることから、国の動向等も十分見きわめながら進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いを申し上げ、小林議員の3番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま町長の答弁の中で、今の人頭制から従量制に変更を考えていると、考え直していこうというふうな御答弁をいただきました。ところが消費税の関係か何かで平成31年10月と言われました。まだ3年先ですね。方向性は決まってうれしいんですけども、3年先というのは、やっぱりこれが行政かなというふうな、余りにもスローテンポじゃないかと思うんですけども、目指す方向が決まって改革しようということの思いが固まれば、できるだけ早くしたほうが、住民は一日も早く、どういうんですかね、住みやすさを享受できるということになりますので、もうちょっとテンポを速めていただくというふうな、内税を外税に、計算方法のことがあるようですけども、それは今の時代ですから計算もコンピューターでできると思いますので、もう

ちょっと、せっかくいい方向を目指していただくのですから、急いでいただくというふうな、そういった希望を持つんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 平成31年では遅過ぎるという、そういった御意見でございます。実際、まだまだ3年後じゃないかというふうなことでございます。私どもといたしましても、管理職会議、そしてまた担当課との協議もしていきながら、先ほどの答弁でも申し上げましたように、山水を使用している、井戸水を使用しているというふうなところの中で、そこをどう調整していくかというところが非常に議論の集中したところでございます。神河町独自で考えればいいじゃないかというのがこれからの地域創生ではございますが、もう既に導入をされている自治体等の内容も参考にさせていただきながら、特に神河町と似たような平地部から中山間地域を含んだ同じような自治体の状況を見ながら進めていきたいというふうに考える中で、まずは31年というところを、最終的にそういう方向に定めたところではございますが、私どもも早く導入ができれば、それにこしたことはございませんので、何が何でも31年だというふうな考えではないというところは御理解いただければというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま町長から31年10月にはこだわらないよと、準備ができ次第、そのように変更するというふうなお言葉だと理解するわけです。これはありがたいことで、結構かと思いますが、なぜ水道料金にこういった問題が起きるのかといいますと、都会から引っ越してこられた方は神河町は水道料金が高いという言葉はもうたくさん聞くわけなんですね。そのかわり水はおいしいでしょう、都会よりか数段水質はいいでしょう言うたら、水はおいしいけれども高いというふうなお言葉があります。

神河町の水道基本料金、月額、定額が1,900円、下水道基本料金が3,450円、これを1年間に計算してみますと6万4,200円です。隣の市川町の水道を購入している加西市の基本料金が年額で5万1,240円です。また、水を売っている市川町では年間基本料金が3万1,200円、神河町の半分以下です。姫路市においては神河町よりもっと安いので、金額は言うに及びません。神河町は面積が広いから水道料金が高くつくというふうな説明はよく聞きますけども、神河町は源流の町、名水の町、水が美しく、たくさんある町やというふうな売り出しでありながら、なぜこのように突出して水道料金が、1割2割の高さじゃない。近隣から見れば倍以上のこういった料金を住民が負担しなければならないというのが一番の問題で、それからこういった料金の徴収方法とか、いろんなことに不満の掘り起こしが発生するようなことなので、何とか水道料金、上下水道料金をもう少し安くできるという方策を見出してほしいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 議員の御発言のとおり、水道料金が高いということはもう以前から御意見としていただいているところでございますし、町民の皆様方からも同じ御意見をいただいているところでございます。当然202平方キロメートルの神河町にありまして、そしてこの平地部から川の源流域まで人が住んでいるという状況でございます。その中に各水道施設を設置をし、そして導水路、そしてまた配水管、そういったものを、管を布設しなければいけないということになりますので、人口規模と建設事業費のバランスを考えてみますと、やはり平地部に集中している自治体とは全く違った環境にあるというのが神河町でございます。

しかしながら、日本国憲法で定められている、日本のどこに住んでいようが日本国民は公平なサービスを受ける権利があるんだという、そういうところから照らし合わせれば、同じ日本に住んでいるのになぜこう基本的な、水が一番重要な部分なのに価格に差がついているんだという疑問が出るのは当然でございます。しかしながら、今の法律からいけば、上水道、下水道料金、それぞれがそれぞれの自治体の設備投資と人口規模、そういうふうな中で価格設定をなさいよというのが今の法律です。しかしながら、そこにさらに輪をかけて人口減少が進み、東京一極集中の是正であるというのが今の地方創生、地域創生の流れとなっているわけです。

そういう中におきまして、現在、私どもといたしましても、国民健康保険の管理一本化ではございませんが、そういった上下水道料金についても、これはそういった物の考え方で、一定の価格が平等になるという、そういう動きを今つくっているところでございます。それがいつになるかといえば、まだまだそんな簡単にはいかないだろうというふうに思いますが、その動きはもっともっと強めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、料金を下げていくということになれば、これは単純に一般会計から繰り出しをふやすということがあるわけでございます。しかしながら、そうなったときに、繰り出し基準という問題も発生してくるわけでありますので、繰り返しになりますけども、十分水道料金が高いというところは承知しておりますし、何とか住民の負担を下げていきたいという、その思いは常に持ちながら、適正な施設運営、上下水道事業の運営に当たっていききたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 町長も水道の料金の高いということは十分理解していただいております。それから、ライフラインと言われるガス、水道、電気、通信、こういったものは地域によって余り格差が出ないようにというふうな国の配慮がございます。町長も言われましたように、近隣の自治体同士で水道事業を共同化という案もちらちら見え隠れしているというふうなこと、新聞報道でもありますけども、私が思うのに、水道事業、仮に市川町と一体になるとすれば、市川町より倍額のコストがか

かっている神河町で、市川町がすんなりと一緒に経営しましょうと言ってくれるかどうか、国のそういった方針もあれですけども、期待するところですけども、まず現実的に難しいんじゃないかと思います。ですから神河町みずからがみずからでできることから始めて、少しでもコストの削減、塩素の投入量をできるだけ少なくするとか、また、上下水道の前から言われてます人口が減った分で余力のあるところと統合する方策もお考えにあるようですから、そういったことを早く実行に移して、少しでも早期に水道料金を、余りにも突出して高いんじゃないしに、1割2割の格差なら住民さんも我慢ができると思いますけども、隣と倍以上も違うというふうになれば、やっぱりこれはこのまましておけば、住民さんから不作為ですよと、何もしない、怠けてますよ、不作為ですよというふうな声が上がってきそうな心配もあるわけなんです。ですからできることから、1年でも、一刻も早く取り組まれるというお考えはどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島でございます。今、無作為というふうにおっしゃられておるんですけども、実は下水も水道もちょっとでも経費の節減というようなことも含めて今事業を進捗しております。まずは補助金の活用の部分でございます。施設が水道の場合ですと古くなって、一番古いところだと、猪篠のろ過器などは昭和34年にできたもので、もう50数年動いております。ですからその施設の更新は補助金を使って、今現在更新の手続であるとか、各浄水場も補助金を活用して更新を図っているところでございます。また、水道についても、今まで簡水部分の接続がなかったところも接続をして、できるだけ上から水を送れるようにみたいな体制を今現在とっております。そしてまた、下水道についても統廃合の計画、素案をつくりまして、今、詳細に入っております、その計画を実行しているところでございまして、何もしていないというわけではございません。平成27年から水道、また下水も統廃合計画であるとか、そういう事業を進めていって、補助金を活用しながら、できるだけ経費の負担のないような格好で進めているということを御理解していただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 余り時間もございませんが、私が無作為と、住民さんからそういった声を心配しているというのは、事業を何もしていないじゃなくして、料金改定、少しでも安くなれば住民さんにはわかりやすいと思うんですけども、料金改定がなされないというふうな意味ですので、誤解のないようによろしく願います。

持ち時間もなくなりましたので、私の今回の質問は、全て意図するところは通じたように思っておりますので、これで今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、3番、山下皓司議員を指名します。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下でございます。それでは、通告をしております件につきまして、質問をいたします。一つは県道加美宍粟線の整備、それからしんこうタウンの分譲の状況と今後の対応ということについてお尋ねをいたします。

まず、1点目でございます。県道加美宍粟線の整備についてでございます。この中で、特に粟賀大橋から新寺前橋西詰の間の歩道整備ということに絞ってお尋ねをいたします。

まず、神河町には、通告をしておりますのは4路線としておりましたが、長谷停車場線を加えますと5路線ということであります。加美宍粟線、長谷市川線、岩屋生野線、一宮生野線でございます。通勤、通学等の住民生活、また地域の振興の動脈として、それぞれが大きな役割を果たしているところであります。

県におかれましては、その大切さ、重要さを十分御認識いただきまして、兵庫県も財政再建というような中の厳しい状況でございますけれども、毎年町内の県道の改良、その他舗装等の維持管理をしていただいております。今も長谷市川線におきましては、比延地内での歩道設置、また、岩屋生野線においては、岩屋・越知地内で歩道設置ということで進めていただいております。非常に喜んでいただいております。

しかしながら、町内では、整備を必要とする箇所がまだまだ多くございます。今回は、冒頭申し上げましたように、加美宍粟線の粟賀大橋と新寺前橋の間の歩道整備を進める必要があるということの質問をいたします。

同じ質問を、25年の12月だと思っておりますが、質問をしております。そのときの質問の骨子といいますか、ポイントは、今の区間につきましては、合併2町を結ぶメインの道であると、整備が必要である。また、今も状況は変わっておりませんが、高校生と中学生が自転車通学に利用する歩道ということで、整備が必要であるが、どのように考えておられますかという質問をしたわけでございます。

いただいた答弁は、この区間については、県は、もうこの道路は改良済みというように位置づけされておりますというようなことでありました。それから、中学生等の通学の安全対策は全町的に検討したいということでございました。これは全町的というのは、いろんな含みがあるんですけれども、通学そのものを全町的に検討するというような意味もあったかと思っておりますけれども、私が思うに、道路整備ということで受けとめたわけです。そういうような答弁でございました。

こういった経緯も含めまして、今回お尋ねしますのは、この区間の改良済みと県が言われておりますそういうふうになった経緯、なぜそうなったかという経緯と、根拠、こういった基準をもってそうされているのかということと、それから、坂田店での4差路で自転車通学の中学生が迂回していることが私は非常に、人数も見ましたが、人数は私は把握しておりません。しかし、仮に1人であったとしても、これは非常に大切な問題であると、重要な問題であるというように受けとめます。やはり中学生のというような

ことになりますと、多少の時間が、体力的にもしっかりしておる年代ですので、少しぐらい遠いかっていいというような判断もできるかと思うんですけども、やはり通学路ということになりますと、これはいつまでも続けていくようなものではないなというように思っております。いつまで続けられますかということ。

それから、この区間については非常に町内でも、国道312号線に次いで交通量が多いというように思います。そういうことで当然のことながらどっかの地点で交通量調査もされておると思います。そういった中で、どういうふうに把握されていますか。

それから今後、この間は、ちょうど312号線から神河町、特に旧の大河内に入るルートは福本のジュンテンドー付近の4差路が通常の通行の順序いうんですか、そこで神河町の旧の大河内へ入ってくるというような流れのようですので、この間はますます交通量がふえるだろうというように私は認識しております。そういった将来予測も含めてどういうふうな見通しを持っておられますか。まず、この問題についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、山下議員の1番目、県道加美穴栗線の整備の御質問にお答えいたします。

まず1つ目のこの区間は改良済みと県で整理されているようですが、その根拠は何かについてでございます。県道加美穴栗線の粟賀大橋から新寺前橋間の歩道整備については、一部片側歩道のところもございしますが、歩道として整備済みとなっているため改良済みというのが兵庫県の見解でございます。

また、この路線につきましては、神河中学校開校にあわせまして柏尾地内の物件移転に御理解をいただき、物件移転と、そしてそれに伴っての歩道の設置とあわせて危険箇所への特に側溝への溝ふたであるとか、新寺前橋の歩道の防護柵、横断防止柵等々の整備も県のほうでしていただき、あるいは神河町として整備もしたところでございまして、兵庫県としては兵庫県下の中で交通量が多く小学生の通学路で歩道のないところを最優先で取り組まれているというのが状況でございます。

次に、2つ目の坂田店交差点の件でございますが、現在の道路及び歩道の現況の中では、安全面を第一に考えた上で最良の通学方法であると考えているところでございます。

現在、中播磨県民センターとの意見交換会及び西播磨市町長会要望会におきましても、自転車通行機能を備えた歩道への早急な改良を要望しているところでありまして、今後の整備状況にあわせて、通学路の変更を検討いたします。

最後に、3つ目の交通量をどう捉えているか。現状と将来予測についてでございますが、東柏尾交差点付近での交通量につきましては、調査しておりませんので資料がございません。

県土木が調査されている資料といたしまして、道路交通センサスがありますが、東柏尾交差点付近には調査地点がございません。

県道加美宍粟線につきましては、高朝田に調査箇所があり資料がございます。それによりますと平成22年度調査、午前7時から午後7時の間で、上り下り合わせて1,529台でございます、平成27年度調査では1,472台と少し減少しております。あくまで平日のデータですので、休日等の状況は推測できません。

平成27年度において、県道加美宍粟線の峰山方面と宍粟市への3差路で交通量調査を実施しましたところ、平日298台、これは10月15日に調査しております。その10月15日から休日648台、これは10月25日のすすきまつり開催日です、と300台ほど増加している状況でございます。

以上のデータからも行楽シーズンになりますと何割アップとなるかは正確にはわかりませんが、増加するものと推測しているところでございます。

以上、山下議員の1つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 県において改良済みということについて答弁いただいたんですけども、確かにほかに歩道設置とか、もっともっと車道そのものを改良しなけりゃならない県道いうんですか、そういった道が兵庫県下、神河町でもあるわけですから、全体的にたくさんあると思うんですが、私が主に置いていますのは、やはりメインロード、これは非常に抽象的かもわかりませんが、やはりメインの道であるということは、私はそういうふうと思うんですけども、やはり実態として高校生は確かに坂田店ぐらゐから東のほうが多いんですけども、全体的に中学生、小学生も歩いていると思うんですけども、そういった中で県がそうであったとしても町としてどういうふうに位置づけられるかということがまず、聞かんでもわかつうがいうことかもわかりませんが、やはりそのことが兵庫県を動かす大きなインパクトになると思いますんで、まず町としてどういうふうに考えておられますか、その辺をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） もう当然のこととして、県の見解は改良済みだということでありまして。私どもも原則改良済みだという認識でございます。

しかしながら、住民の皆様方からやっぱりここは危険なんだという要望がある限り町行政として兵庫県に対して要望をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） そういう認識は当然だと思うんですけども、これも今も答弁いただきましたように、決して放置してないと、西播磨市町長会等などでもいわゆる継続的に陳情していると、要望しているということでございます。その点は全然してないというような認識ではございませんので、引き続き取り組んでいただきたいなと思います。

私、この区間の歩道整備について、宍粟市と一緒にっております県道改良の期成

同盟会があるわけですね。そのときに同席されておった方もいらっしゃると思うんですけども、私は、この歩道整備のことについて質問したんです。そのときに県の事務所のほうでは、可能な箇所があれば対応するという趣旨の答弁を得たんですね。当然そのときには、今ちょっと触れましたけども、当時の建設課長も同席されておりました。

ちょっと私の苦言になるかもわかりませんし、そんなことないということもあると思うんですけども、やはり私はそこで尋ねたことは、一緒に行かれている行政の方ですね、同じ認識でおられた、おっていただいたと思うんですけども、町長の答弁で、いや、常にそれは要望しとるわいということに結びつくんだと思うんですけども、いわゆる可能な場所、可能な箇所ということについて、やはり担当課としてそれを具体的に調べられたか、そういう動きをされたかということについては非常に疑念を持っとるんですね。いわゆるもう少しやってほしいというような希望的なことも含めて少し、この姿勢はあるんでしょうけれども、行動そのものについてちょっと疑念を持った。これは苦言になりますし、私の主観です。そういうような経緯もあります。

再三言ってますように、神河町の県道がありまして、もっともっと改良を要する箇所があるわけなんです。そういうこともわかるんですが、やはりこのことについてはしっかりとした継続性を持たせる、県へのインパクトを強くするというところから県が立てておられます社会資本整備計画の中へこの区間については入れていく必要があるというように思います。やはりこの社会資本整備計画の中には、これは1億円以上ということでもありますので、県単等でそれ以下の事業であればそこに特に入れる必要ないかもわかりませんが、やはりそこに位置づけるということで県全体の中でのウエートが高くなっていくんじゃないかなというような思いもございします。

それからもう皆さん御承知のように、平成26年に見直しました神河町長期総合計画、後期計画ですね、26年から30年、この中にもこの区間の歩道整備というのはきちっと位置づけされているということなんですね。ですから私が今たくさん言いましたけども、まずこの事業に対して取り組む継続性も町長のほうの答弁で見たんですけども、やっぱりこの道路を改良していきたいということに対する、ちょっと担当課のほうにしわ寄せがどうか、絞ったような質問になりますけども、やっぱり第一線で取り組んでおられる担当課として、きめ細かく、そして大きな展望持って取り組んでいただきたいと思うんですけども、課長、どうですか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。先ほど山下議員さんが申されました既設の歩道の改良等に関することにつきましても引き継ぎを受けております。その中で、土木と調整していかないとはだめだなというところは認識してるところでございます。また、引き続き土木事務所と協議しながら、要望も継続しながら進めていけたらというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ちょっと待ってください。

傍聴者の方、体調が悪いようでしたら退席してもらって結構です。この中では飲料水もちょっと禁止しておりますので、よろしくお願いします。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 最後、建設課長の取り組みの中できちっと引き継ぎを受けているということ聞きまして、非常に意を強くしました。これは必ず何かの形が、ぱっと何か食べて腹が大きくなるような形はとれないと思うんですけども、何か目に見えるものが出てくるだろうということを期待します。その取り組みはどうしたらいいかということについても、やっぱり地域の方等々とも一緒になって取り組んでいくというような形が少しでも見えてくればありがたいということを期待しまして、1点目の質問を終わります。

それでは、しんこうタウンの分譲の状況とその具体的な対応についての質問をいたします。

しんこうタウンは、合併前から旧神崎町におかれまして定住対策の重要施策として、JR新野駅に通ずる町道の新設に伴いましてその沿線に造成されたものであります。1期15件、2期12件は、比較的順調に分譲が進みました。時代もよかったんかもわかりませんが、いろんな手だての中で順調に分譲が進んだということでありました。

第3期の27件について、もう皆さんが知っておられますように、少しその流れから見ますと停滞ぎみというように感じております。

私は、この分譲の促進策について、委員会とか一般質問を通じまして議論もし、余りいいことではなかったかと思いますが、自分なりの意見も申してまいりました。その中で担当課が本当に一生懸命に取り組んでおられるということもその議論を通じて承知しているところでもありますけれども、言いましたように残念ながら少し停滞しているというのが状況だと思います。

そういう思いの中で、分譲の現状、そして今後どのような対応されるかということでお尋ねします。

まず一つは、分譲の現状でございます。

それからその分譲が進んでないという認識であれば、どうそのことを分析されておりますか。

それからその進めている対応でございますが、広く町民の方にも知っていただきたいということもあります。できる範囲でひとつ具体的な答弁をしていただけたらと思います。

それから前回の質問でちょっと触れました定期借地権つき分譲方式は、少し難しいというようなことも何かの機会に聞いたように思うんですけども、これはもう諦められたんでしょうか、その辺についてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 山下議員の2番目、しんこうタウンの分譲状況と対応はの質問

にお答えいたします。

1点目の分譲の現状はということで、3期分譲地の全区画は27区画で、平成24年度より販売し、平成27年度で14区画が売れ、13区画が残っている状況です。なお、昨年度は2区画を販売し、本年度については、11月に1区画を受け付けし、契約に向けて進めているところで、年度内には住宅を建築されることとなっています。

2点目の現状の分析です。

住宅取得支援事業により、町全体では昨年度14件を受け付けをし、本年度も既に9件の受け付けで最終的には13件の申し込み予定としておりますので、若者世帯の住宅建築は進んでいるように感じております。そのような中、しんこうタウンへの建築は年平均3区画程度で、住宅取得支援事業の申請者全体の2割程度となっています。しんこうタウン以外では、親の所有地への建築が5割から6割を占めており、残り2割程度が民間分譲地を購入されている状況です。

このような住宅用地の取得状況から見ると、両親の所有地への住宅建築がほとんどで、土地を購入しての新築はしんこうタウンを含め3割程度となり、立地条件を考慮せず安価な住宅地を求められるケースと、一方でしんこうタウンのように価格は高いけれども立地条件もよい住宅地に建設されるケースが多いようです。

なお、しんこうタウン販売に向けた取り組みとしてのPR方法は、住宅取得支援事業や引っ越し費用を補助するUJIターン促進支援事業、上下水道及びケーブルテレビ加入負担金免除など最大203万4,000円を支援する補助なども記載した新聞折り込みを朝来市から姫路市の旧香寺町にかけて配布、また県全域を対象とした新聞広告等を行っております。

今後は、多可町、宍粟市方面にも折り込み等を行い、1区画でも売れるように進めてまいります。

3点目の対応の状況でございます。

分譲地を買おうとしている人は、全く知らない場所であることからの御近所関係や生活環境がどうなのかに迷われておられると思います。

このような中、これまでも、既にしんこうタウンに居住されている方にお声かけいただくなどによりまして知人からの紹介で購入されたケースとか町外の賃貸住宅等にお住まいの子供夫婦に町内居住の御両親から分譲地を紹介していただくなど、別名スープの冷めない距離とも呼ばれています近居、近い居住地ということになりますが、子育て援助を受けやすくなるというメリットから購入されるというケースもありますので、そのような知人や御両親のお声かけで居住を検討されるケースを促進させるために、来年度から分譲地を紹介して契約に至った場合には、20万円のお礼を出していきながら、多くの方が購入されるように努力することとしております。

また、しんこうタウンの販売チラシを一新するなど検討してまいります。

質問4点目、定期借地権つき分譲は断念するのかでございますが、以前から議員から

の御提案をいただいておりますが、秋桜たうんのように最初から定期借地権か購入かを選択できればよかったのですが、新たな方策としまして定期借地権を導入するためには、少なくとも現在1期、2期、3期の分譲地を購入され住んでおられる方々の承諾も得ることが必要ではないかなと考えるわけでございます。

このことからもしんこうタウンの現状や問題点を共有化するために、政策調整会議におきまして定期借地権を含めた議論をしたところでございまして、先ほども述べさせていただきましたが、来年度から20万円のお礼を出す方策も含めて、区長様等に協議をしてみたいと考えています。

最後に、土地を含めた住宅取得に対する考え方などいろいろな思いがあると考えますが、あらゆる方策を展開しながら私が9月議会にも申し上げましたとおり、4年間で全て売れるように努力してみたい、このことを申し上げまして、2番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） この定期借地権つき分譲方式は、途中から組み込むということについては不公平感が出るので問題があるという形で、前向きにはできない、取り組めないというようなことでございます。やはり行政が進めていく中では公平とかいうのが非常に大切でございますので、その場限りの判断ということはなかなか難しいということで、これもよく内部的に調整したというような答弁、これはやむを得ないのかなというように思います。

そういうことを前提にしてですけれども、やはり現在住んでおられる方ですね、このことについても過去ちょっと意見交換したようなことも振り返りながら私の意見的なことを述べたいと思います。しんこうタウンには集会施設はないんですね。集会施設がありませんが、集会施設を建設するとしたら補助金をということがありまして、一般的にほかの39集落との均衡を考えて一定の負担をもらわんと、特別なことはできないというような方針ですね、そういうようなことも聞きました。そのことがいわゆる分譲の促進につながるのかどうかということはいろんな面から判断せんとだめだと思っておりますけれども、やはり一つの住む環境という面から見ますと、いわゆる他の地域と多少の差をいうんですかね、特別な扱いになるかもわかりませんが、それをつけてもいいんじゃないかなというような思いもします。今現在そんなことが議論されてるかどうかわかりませんが、そういったこと。

それと私はその当時から言っておりましたんですが、やはり若い方が多く来られるだろうということで、少し空き地がありますので、遊園地のような小さな公園的なものを整備したらどうかというようなことも議論した記憶がございます。当時担当の課長いんですか、委員会等に出てこられる管理職の方は余り前向きでなかったということも十分認識しておるんですが、再度そういったことはできないでしょうかねということ。これが現在住んでおられる方への対応という形で、それが将来分譲の促進につながって

いくんやないかなというような思いもあって、古い話を、前に言ったことをもう一度振り返すような話ですけれども、それについてどうかなと思います。

それから今、町長から4年間というようなことも、確かに私が尋ねたんです、決算特別委員会でね。売れ行きが悪いけど、どうかという中での町長の答弁でした。それを記憶がよみがえりましたが、そういうことであるならば今のことも当然促進するための一つの材料にならないかということ。

それから定期借地権つき分譲がだめなら、分割払いを検討されたことがありますかなということですね。例えば5年とかというような分割払いですね、そういうようなこと。

私は、一番重点に置いてますのは、やはり住宅ローン返済金への助成制度というようなことも意見を述べまして、私なりに言うほうは簡単やけど、それを本当に実施するということになれば大変だということも認識しました。認識したんですけど、まだ私はそれはこの神河町にとってもっともっと議論を深めてもいいという内容のもんだというように思います。そういった議論の中で、今ちょっとありました若者世帯住宅取得支援事業補助金なんかもそういった議論の中から執行部のほうが考えられたということも十分認識しておるわけなんですけど、いろんな取り組みをされていることを広く皆さんに知ってもらわんとあかんということで余分なことも言うておりますけれども、今の質問はいわゆる区住宅建築への補助金の関係と、それから分割払いの検討ですね、その辺課長のほうからひとつ、分譲の今取り組んでいる状況、町長のほうからありましたけども、もう一步踏み込んだような形で答弁いただけませんか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。しんこうタウンにつきましては、以前から山下議員さんからいろいろと御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

この28年度におきまして今、1区画売れている状況でございます。ちょっと余談になるかもしれませんが、その中で売れた事情なんですけども、その方は大手の住宅の会社に見学会という格好で相談に行かれました。そのときにたまたまこのしんこうタウンのおうちを建てた方が営業の方がおられまして、その中で相談を受けて、やっぱり家建てるには全然知り合いがないので、つき合いなんかどうしたらええのかなということで、そういうことを言われまして、そのメーカーさんが、ああ、その人やったら私よう知っとるし、ええ人ですよということで、そういう言葉を聞いて、そして家を建てるということになったようなこともあります。本当にこの分譲地を販売するに当たって、やはり不安の中で皆さん買いたいけども、どうなんだろうなという方がたくさんおられると思います。そういう不安を払拭するために、我々としてもいろんなPRの仕方等々もしていかなければいけないかなと思います。

その中で、集会所の建設を特別枠ではどうかということも提案いただきました。それに遊園地はどうかということでございます。現在のところやはり集会施設において

は、町内では30%の負担をいただいているというのが現状でございます。それについて私のほうからそれをゼロにしてというのは難しいとは思いますが、一つの手法としてはいい考えではないかなとは思いますが、ただ、全体的な公平公正なことも考える立場から言いますと、厳しいのは厳しいと思います。

それと分譲地の分割払いについてでございます。これにつきましても町長の答弁にもありましたとおり、来年からとりあえず紹介された方、そして契約に至ったら20万円お渡しするというので1年間やっていきたいと、とりあえず1年間様子を見ていきたい。

それにあわせて、しんこうタウンの皆様の御意見をいただきながら、実際どうすれば分譲地が売れるのか、お一人お一人この分譲地を買った経過というものはいろいろ違うと思います。そういう方々の御意見をいただきながら、残り12区画になりますけれども、売れるように最大限の努力をしていく所存でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） このしんこうタウンにつきましては、やはり神河町の一つの住宅施策の大きなというよりも一番基本になる政策だと思うんですね。それで新野駅が大改修されたときに、旧の神崎、大河内で県の大きな事業をもらって取り組んだ大きなプロジェクトやったんですね。その沿線を利用して人口対策を図りたいといった、これが全体が入居されますとこの秋桜たうんを上回るような規模の住宅となると思うんです。やはりそこに来てもらった方が大きな、もうちょっと広い範囲で言うと神河町に住んでよかったなということが一つの言葉、合い言葉のように出ているんですけども、私はひとつ、なるべく町長の方針の4年間ということを少しでも早めて、一刻も早めてもらうという中で、もう子供たちも恐らくあそこで1期の子供たちは高校生、2期の人も中学生ぐらいなっておられると思うんですね。そういう人たち、その子供たちが例えば新野駅行けばそこからもうあんまり距離が短いですから、非常に便利だろうということだと思います。ですからいわゆるしんこうタウンに住んでよかったなという施策を、私がちらっと言いましたようなことも含めていい町、いい地域にしていくんだというように町の思いを深めていただいて、ことによって分譲も促進されるんじゃないかなというように思います。石堂課長の意気込みもわかりました。

そして前の質問でしたのですが、私が失礼なこと言ったんですけども、真弓課長がしっかりと引き継ぎを、道路のことでしたけれども、受けとりますよということを聞きました。非常に意を強くして質問をすることができました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で山下皓司議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時45分といたします。

午後2時30分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、8 番、松山陽子議員を指名します。

松山議員。

○議員（8 番 松山 陽子君） 8 番、松山です。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問につきましても福祉事業の人材確保のための施策についてです。

15 歳から 64 歳までの方で構成する生産年齢人口は既に減少の局面に入り、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年に向けさらに減少が進むことが見込まれます。そして、経済状況の好転に伴う他の産業への若者の人材流出といった懸念もあり、介護、障害等の福祉施設、事業所においては、慢性的な人材不足がさらに悪化すると考えられます。一方で、介護保険や障害福祉サービスの利用者の増加や各福祉サービスに対する需要が拡大していることに加え、利用者のニーズは多様化しており、それに応えることができる質の高い人材確保が求められてきています。

将来にわたり、在宅や町内の施設等地域の中で福祉サービスを安定的、継続的に提供していくためには、福祉サービスを提供する職員の資質向上と処遇改善に努めることが重要です。加えて、福祉に対する関心を深め、町民の思いやりの心を育むことが、ひいては福祉の仕事への理解や社会的評価の高まりに結びつくことから、PR や啓発活動等に官民一体となって取り組む必要があるとも考えます。

平成 23 年より幾度となく、この問題については一般質問をさせていただいておりましたが、改善は見ておらず、より一層、厳しい状況となってるように思われます。そこで町長に次の 3 点についてお伺いします。

まず 1 点目は、質の高い人材確保のために、福祉従事者に対する賃金の町単独補助等の施策を考えていただきたいと思います。ことし 9 月の新聞記事によりますと、明石市は待機児童を減らすための保育士確保策として、保育士になるなら明石へと、来年 1 月から賃金の単独補助などを打ち出しています。

2 つ目、福祉の仕事のイメージアップと人材育成のため、町内の福祉施設、事業所に対し、民間や県の社会福祉研修所などのアドバイザーを受け入れて、職場内の研修や運営状況についての指導を受けるなどの魅力ある職場の環境づくりに努めるように町のほうから提案する。

3 番目、思いやりの心を育むためには、幼少期からの取り組みが重要であり、学校での福祉教育及び福祉体験活動の実施と、町民に対しては福祉の仕事に対する理解促進を図るための PR 活動を進める。

以上の取り組みについて検討していただきたいと思います。また、町として具体的な施策をお考えであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の3点についての御質問にお答えしたいというふうに思います。

福祉事業の人材確保という点でございます。

私は、これまでも毎回答弁として申し上げてきているその基本スタンス、それはそれぞれの事業所における、あるいは福祉事業に従事するその方々の直接的な所得保障であったり、また労働環境の各事業所での整備については、直接的に地方自治体が取り組むべき課題というふうには捉えていないわけでございます。本来それは国のいろいろな法律の中で定められている使用者側と、そして使用されている側との協議の中で改善できるところは改善するというのは法の中でも整備されているところでございますし、また仮に直接的に改善を図るということであれば既に、この後また答弁もさせていただきますが、福祉職場における給与保障という点では国が制度化しているわけございまして、そういう部分についてはやはり国がやるべきであろうというふうに考えております。なぜなら国において整備がなされていること自体、これは国として全国的な共通の課題について、やはり国が一つの対策を講じたということでございますので、この基本的なスタンスは持ちながら答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

1つ目の質問でございます。明石市の保育所の待機児童数は、本年4月時点で295人と県内で最多でありました。原因としては、保育士不足が顕著で、本年9月に開設をしました民間保育所は、保育士不足で定員を4分の1にした保育園も出てきたところであります。この保育士不足の原因としては、明石市近辺の通勤圏内では、国の定める運営基準枠が東高西低であり、芦屋市、阪神地域、神戸市などが高いため賃金も高く、保育士の人材が東に流れているようです。

そこで、明石市は、保育所を運営する法人に賃金増額分の2分の1、上限1人当たり1万円を補助することにより、実質2万円の給与改善を実施し、保育士を確保しようとしています。

また、新卒保育士が明石市内の保育所に就職する場合、2年間で30万円、潜在保育士、これは資格はあるが、専業主婦をしているような人については、復帰の際に10万円を支給することとしています。

保育所待機児童については、児童福祉法第24条第1項の規定により、自治体の責任により待機児童を解消する義務があります。また、保育所への入所者のほとんどが明石市民であるからこそできることだと察します。

一方、神河町の主な介護保険入所施設の現状を申し上げますと、地域密着型介護老人福祉施設、これは神河町民のみ入所できる施設を言いますが、うぐいす荘においては29床の整備がなされております。これらを除く一般的な介護老人福祉施設、数は2つございますが、定員は現在136名で、神河町からは、80名が入所されています。また、介護老人保健施設、これは1施設であります、その定員は、78名で神河町からは1

0名が入所されています。

つまり、神河町の主な介護保険入所施設の定員は、合計214名でありまして、町内の利用者数は90名でありますので、神河町民の定員に対する充足率は、半数以下の42%となり、明らかに明石市の事例とは異なってまいります。

また、介護職員への賃金加算としては、平成24年度から制度化された介護職員への介護に係る介護職員改善加算があり、町内2つの介護老人福祉施設に問い合わせたところ、職種によって違いはありますが、月額2万3,000円から4万1,500円の給与改善が行われ支給されていることを確認しているところでございます。

以上のようなことから、町内介護老人保健施設、介護老人福祉施設等に従事する介護職員に対する町単独補助については、実施できないものと考えています。

次に、2つ目の質問にお答えさせていただきます。

松山議員が御提案されている兵庫県社会福祉研修所が開催しています、職場研修アドバイザーの制度は、福祉サービス利用者が満足する、質の高いサービスには、高い職業規範、倫理と、高度な知識、技能を備えた福祉人材の育成が何より大切であるので、兵庫県内の各法人・施設は、人材育成の基本は職場からの観点から、職場の実態や職員の力量に合わせ、さまざまな職場研修が実施されているようです。

兵庫県社会福祉研修所は、こうした各職場の実情に合わせた職場研修を応援するため、職場内研修に関する講師、研修・講座、資格取得に関する情報提供を行っています。あわせて平成25年度から職場研修アドバイザー事業を実施しています。職場研修をサポートする専門のアドバイザーが、各介護職場に直接訪問し、無料で職場研修に関する相談に応じています。

町としても福祉人材の確保、定着については、大変重要な事項だと考えています。職員の専門性や実践力を高めるだけでなく、職員の意欲的な業務改善を通じて組織の活性化を図るため、施設長、指導員などのマネジメント力の上昇、介護員の人材育成や職場研修が欠かせないと考えていますので、今後、介護老人福祉施設へ職場研修アドバイザー事業での研修を受けるよう進めたいと考えます。

また、介護福祉施設、病院及び役場等で働いておられます職員の方々が、楽護会という組織をつくれ、スキルアップを図られておられますが、これは私自身すばらしい活動だと考えております。先日も神崎支庁舎におきまして、その運動会がございました。そのような自主的な活動に対して行政としても全面的に協力をしていきたい取り組みであるというふうに考えるところでございます。

最後に、3番目の質問にお答えさせていただきます。

学校での福祉教育、福祉体験活動についての件ですが、学校では学校経営方針の中に福祉教育、あるいは福祉教育も含めた人権教育を重要な課題として、職員の中に福祉教育担当を位置づけ、その職員を中心に年間活動計画を立てて積極的に各学校とも取り組んでいるところでございます。

具体的な内容としましては、福祉理解の学習をベースに、高齢者や障害者との触れ合い活動、手話、点字、アイマスク、車椅子などの体験、被災地や貧困地域への募金活動などなど、それぞれの学校で特色を出しながら取り組んでいます。

今後もより一層の取り組みを進め、思いやりのある子供たちの育成に努めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。町長の答弁によりますと、今までと同じ行政と、町としては具体的に介護職員に対する人件費補助とか、そういったことは考えられない。これは国のほうが考えるべきであるということの繰り返しであります。そういう回答もあろうかとは思っておりました。ただ、明石市がそういうような保育士に対して、法人の民間の保育士の運営に対して補助を出されてるという大きな魅力のある記事が出ておりましたので、神河町は保育士という形ではなくて、介護職、介護従事者に対して、ほかのところにはない取り組みをまず一步先立って頑張っただけでないものかなということで提案をさせていただきました。

今現状は、やはりずっと介護職員、それから施設の介護士についても同じなんですけれども、全然募集をしても応募がないという状況が続いておるようです。専門学校なり福祉大学を卒業される方に募集をかけても、やはりほかの仕事のほうに移られるというふうな魅力のない職というふうな状況に捉えられているのが現状ではないかと思えます。

先ほど最初に言いましたように、2025年、団塊の世代の方が介護が必要になるであろう年齢に近づくにつれて町民の方の不安はますます大きくなる一方だと思います。世話をしていただきたくても世話してくれる方がない、施設があっても施設の中で働いておられる方がないから受け入れてもらえない、そういった状況が先々見えてきてるのではないかなというふうに思うんですけれども、これに対して何か一步踏み込んだ取り組みをとすることを提案させていただいてるんですけれども、回答は同じでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 人材育成、人材確保、絶対に必要やというふうに私は思っているところがございます。神河町にもさまざまな施設がございまして、かなりの特別養護老人ホーム、大型の施設につきましては2カ所あるわけございまして、それぞれの施設の特徴があって、それぞれのその施設においての人材確保の状況というところは松山議員も御承知のとおりだというふうに思うところがございます。

2025年問題、私どもも十分承知しているわけございまして、2025年問題から始まったとも言われておりますけれども、この人口減少も含めて今後、日本の国そのものを安定的に運営していくためには、やはり人口減少対策取り組まなければいけないということで、その中で国においては平均2025年問題となっておりますが、神河町の状況は2020年問題という状況でございます。既に国平均よりも5年早まって高齢化

社会のピークになるというふうに言われています。そのような中で神河町のみならず日本全体としてそれだけの高齢者に対する対応どうしていくんだということを考えれば今後、介護に従事していく人材確保というものは、それぞれの自治体の課題ではなく、国そのものの課題であろうというふうに思うわけでございます。

そう考えたときにこれからの一つの方向性というものは、もっともっと福祉部門を中心としたサービス事業といいますか、そういうところに人が集中しなければいけないということが言えると思っております。

しかし、一方で、高齢化が進む中での年収の減少というところから国においては、病院であったり、また特別養護老人ホーム、そういった施設入所、入院ということを基本ではなくて、入所、入院はあってもできるだけ短時間でそれを終了をし、もっと在宅に切りかえていくような流れがあるわけでありまして、そうなった場合にもそこに従事する労働力確保は極めて喫緊に確保していかなければいけない。そのような中でなかなか確保できない障害になっているのが低賃金であったり、また労働条件も非常に悪いんだということであれば、そこは国として考えていかなければいけないという課題であろうというふうに思っております。何回も申し上げますが、給与保障について各自治体が直接的に福祉部門に従事する方々へ補助ということは、公平公正という点からもなかなか難しい問題があるというふうに思っております。

一方で、国におきましては、これは介護職に従事する方々、あるいは農業に従事する方々、そしてまた山林事業に従事する方々、それぞれいろいろな事業展開を国はやっているわけでございます。山につきましても緑の雇用ということで、3年間のいわゆる給与保障をしていきながら、それはそれぞれ森林組合であったり、そういうところに補助として支払いしていきながら、それを給与に転化していくという、福祉職場も同じ状況がございますので、それはやっぱり基本的な部分は国においてやるべき。それに対して私どもが県への要望であったり、国への要望、そのあたりに機会あるごとに要望をしていかなければいけないというふうに考えております。

しかしながら、私も最初の答弁でも申し上げましたように、町内の各事業所に従事する、勤務されている方々、介護職に従事する方々、そして病院に勤務するケアステーションであったり、リハビリテーションであったり、さらに健康福祉課であったり、そういった方々が自主的に楽護会という組織を立ち上げながら定期的に自分たちのスキルアップを図っていく、情報の共有をしていこう、問題意識を共有しようということで学習会もされておりますし、また年最低2回はそういった従事している方々とあわせて施設利用をされている利用者の皆さんと一緒に交流事業をされているということでございます。私は、そういった取り組みについては、行政としてやっぱりバックアップをしていかなければいけないという、それはそういう姿勢でおりますので、今後も引き続きそういった方々が元気に活動ができる、さらにそこに仲間がふえていくような環境づくりについては私自身応援をしていきたいという姿勢で臨ませていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 今、楽護会の話がありました。それは早くから神河町の施設、それからヘルパー、いろんな方が同じ町内の方に対して同じレベルの介護なり知識を持って対応しようということで立ち上げられた本当に自主的な活動であり、ほかのところでもそういった取り組みは後からは続いてきてるかも知れませんが、先立って頑張ってくれてる活動だと思います。それに対して町長は、支援していくというふうに言われました。

ただ、その楽護会の活動にさえなかなか参加できない、自分たちの働ける職場でも交代要員がなかなかいない状況でいっぱいいっぱい仕事をしておられる方にとっては、その活動にも参加できない、研修会にも参加できないという状況があるところもあるように聞きます。ですからやはり皆さんの資質をレベルアップをとするなら、賃金ということだけではないんですけれども、職場環境、その環境整備が、一番先立ってできるとするならそれが重要ではないかなというふうに思います。

いろんな方に聞くということではないんですけど、一部の方にしか聞いてないんですけれども、やはり仕事場の環境がなかなか整備されない、人がない中で事務職までが引っ張り出されるということもあったり、それからやはり職種の違いによって、看護師、介護職、そういったそれぞれの連携をとらないといけないんだけど、やはりそれぞれのモチベーションというんですか、専門的意識があったりうまく連携がとれないし、どうして私たちだけがしんどい目に遭わないといけないかというようなそういった状況でぎくしゃくしてしまうとか、それからこれだけ頑張ってるけれども、賃金に反映されない。正職員になろうと思っても忙しい中、資格をとらないと正職員に採用されない。正職員に採用されなかったら車を買いたくてもローンも組めないと、そういった若い方もいらっしゃるというような状況があります。聞いておりますので、やはりそれはそれぞれの施設の施設長なり管理者の責任だと言ってしまうと終わってしまうんですけれども、それでそういったいろんな環境の要因によって幾ら募集しても職員が介護職についてくれない。それでそういった悪い評判がいろんなところに反映して、例えば社会福祉協議会のヘルパーとか、それからケアマネにしても募集をかけても手が足りないというふうな状況も聞いております。ですからやはり環境整備というのが一番大きなことだと思います。

私が提案させていただいたのは、施設なり事業所なりに人件費なりを幾らかでも助成するから、そのかわり施設の運営に関してもっと踏み込んだ形で改善策、それから魅力ある施設づくりをとってもらうためにぜひともいろんな、職員に負担のかかる研修ではなくって、施設運営に対する、また職員の職場環境の改善になるための研修に力を入れていただきたいというふうに町のほうから踏み込んで話をさせていただければなというふうに考えてこういった質問なりをさせていただいております。こういった職場環境についての改善ということについて、こういったことでもっと具体的にこういった策がない

かというふうに町長、何かお考えがあれば御意見いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 何回も同じことを申し上げなければいけないかなというふうに思っております。一番最初にも申し上げましたように、やはり給与面、また環境改善について、これが監督機関である機関が指摘をする、指導するというふうなことは、法で定められた範囲内ではできないかなというふうに思っておりますが、私ども神河町においては保健所のような機能は、監査、監督ができるという機能は擁していないわけございまして、そういった地方公共団体が第三者としてどこまでそういったところに介入できるのかというふうなところがまず入り口の問題としてあるのではないかなというふうに考えております。

松山議員が言われるように、補助金を出すからそのかわり監督をするという、そこに補助金を出すからというところで、一部の施設、一部の部門に町として補助金を出すということはできないという私、基本的な考えがありますし、それは私以外の方でもそうだというふうに私は、行政マンであればそういうふうにならざるを得ないのかなというふうに思っております。この一般質問の中で私がどこまでそういった部分にこの場で言及できるかというところも、やはり慎重に対応させていただかなければならない非常にシビアな問題だろうというふうに思っております。

繰り返しになりますが、それはやはり働いておられる方と、そして経営をされている方との協議の中で一定話をされることが大事なのではないかなというふうに思うわけございまして。それができなければいろいろな法律に基づいた国の機関もございまして、国の機関に出向いていって、こういう状況だということでは話することも可能なんではないかなと。私が言えることは、その程度であろうかなというふうに思っております。

ただ、実態は、非常に人材確保が難しいということは私も全国レベルも含めて承知しておりますので、その部分については県、国に対して要望は今後も続けていかなければいけませんし、自主的な情報交換の場であるとか、そういう部分についてはどんどん応援をしていきたいというふうに考えているところでございまして。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。補助ができないという最初の説明の中で、賃金加算が介護保険の制度の中で24年から始まって、今現在月額2万3,000円から4万1,500円というふうな増額がされてるというふうに答弁されておりました。

これはちょっと参考までに聞いた話なんですけれども、それは介護施設、うちで言うとかあやめ苑とか、うぐいす荘とか、そういった特養の例であって、デイサービスとかグループホームといった定員が少ないところについては掛け率が大分違うということですので、その加算についてもこの金額ではないんではないかと思えます。ですからそういった加算なり介護保険制度の厳しい中で、できるだけの介護をしようと、それからもう職員、管理者も一般職も関係なく賃金等を工面しながら運営しておられる小さな施設も

ありますので、そういったところには賃金的なものではできないとするなら何かの形で本当支援をしていていただきたいと思います。

職場の改善についてなんですけれども、県の研修所のほうの制度を利用するというのも一つあるかと思いますが、もし健康福祉課なりから提案されるなりとするなら研修所のメニューもあるかと思いますが、もっと抜本的な経営者というふうなところのあり方とか、それから反対に介護職員としてのあり方といういろんなモチベーションを上げるための研修なり、そういったものもしておられる民間もあろうかと思いますが、そういったところの紹介などもしていただけたらと思います。

これは地方創生とか、それに関する議会議員の研修会等で講師の方が言われた中で、今、東京のほうに人口的に若い方も集中したりしておりますが、そこでもやはり団塊の世代問題が出てきておると。介護とか福祉関係については、地方のほうは早くから取り組んで、充実していると。ただ、今から急いで、東京とか都市部のほうがそれに対しての対応で今から早急に対策を練っていくであろうから、そういった人たちの移動、若い人たちがどちらに移動するか、都市部をやはり選ぶか、それとも地元で地域で頑張るか、そういったところについてはやはり競争の時代が入ってくるのではないかなというふうに思います。そういった介護職なり、そういった福祉職についてくれる、そしてまた意識の高い、レベルの高い介護なりお世話して下さる気持ちを持った方を確保するには、早目の対策が必要ではないかなと思います。町長が言われた2025年ではなくって、2020年にもう既にその時期が来ると言われてる中ですから、国がというふうな施策を待ってるのではなくって、もっともっと早いうちに神河町に来てもらったらこんな魅力的なことがあるんだとか、それは観光とか子育て支援とかもやっておられますけれども、介護につく、そういった福祉事業につくことによってこういった子育て環境なり、それから生活をする上でメリットがあるんだというふうなことを打ち出していただいて、できるだけ人をとどめる、そして介護のそういった仕事を魅力あるものと考えてもらおう、そうした若者を育成していただきたいと思います。

その中で先ほど言いました福祉教育ということに早く取り組んでいただきたいということを行いました。今現在も、昔からもですけども、いろんな福祉教育の体験なりを学校のほうは取り組んでおられます。それは高齢者の方となり、障害者の方との触れ合いによって優しい心を育むということが目的であり、それから障害者とか高齢者の対する理解を高めるというふうな教育の現場だと思えます。その中にもう一つ、仕事をしておられる方を見て、それに関心を持ってもらおう、魅力ある仕事だというふうに思ってもらおう、そういった取り組みもぜひともしていただきたいというふうに思います。テレビで一つのことを、一人の一つの職について取り上げると、それはすごく素晴らしい仕事であるというふうにやはり皆さんは関心を持ってくださいます。目に触れない仕事は、なかなか魅力として感じていただけません。その上に3Kとか言われる、きつい、それとか言葉がよくありませんが、汚いとか、賃金が安いとか、そういった評判なりがある

とますます遠のいてしまいます。そして今現在仕事をしてくださってる施設の方にとっても胸を張って私たちと一緒に仕事をしましょうと言える環境であれば、いろんな人を引っ張ってこれると思います。でもそれが言えない苦しみを持って自分たちの目の前の仕事をこなしておられる方もたくさんいるように聞いております。ですから福祉職、福祉の仕事がどれだけ魅力あるものかということをやひと全面的にPRしていただいて、そういうことでその仕事をしておられる方の今いっぱいいっぱいの重荷になってる仕事場に優秀な方が来ていただけるようなそういった職場環境になっていくような方向にぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

ただ、これはちょっと一つの参考意見として聞いていただきたいと思います。ある人から、1度言ったかもわかりませんが、大きな雇用の場合は、町内福祉施設の職員に対しても大きな職場であり、現在においては300人超えである。企業誘致も難しい中、大きな雇用は福祉施設事業である。その従事者の給料アップを支援して県内一番給料が高い町、処遇がよい町となれば、介護現場に優秀な人材が集まる。多くの応募があればすぐれた人、熱心な人を選択することもできる。そうなれば素晴らしい介護環境となり、おうちで介護が必要な方の家族も助けられる。それは本当に夢かもしれません。夢かもしれませんが、そういった雇用が、働く場が神河町にはないからほかの町なり都会へ出ていかれる若者もいるという、それからシングルマザーというか、そういった方にとってもなかなか正規職員として採用していただけない。生活がかつかつであると、そういった方についても胸を張って介護の仕事を選んだ、その中で子供たちをゆとりを持って育てられるんだというふうなそういった職場環境にさせていただくためにぜひとも介護の仕事、福祉の仕事、それを魅力ある仕事だというふうにPRしていただきたいと思います。

これについて例えばケーブルテレビを活用して何かの方法はないかというふうに考えたりもするんですけども、済みません、情報センターの所長、どうでしょうか。ケーブルテレビを何か活用して、福祉サービスとかの福祉の仕事について何かPRする方法はないかと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。福祉現場への取材とかいう部分での対応は可能かとは思いますが、それに基づいて福祉現場の現状を知っていただくとかいう部分の報道も可能かと思うんですが、町長が申しました楽護会の運動会についても最初は取材のほうも検討はしていたんですが、やはり顔が出てどうかという部分も、ちょっとデリケートな部分も出てきますので、その辺を加味しながらちょっと今後、考えていきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） プライバシーの問題、当事者の方がテレビとかそういったところに出ることを嫌われる方もいらっしゃるかと思います。そういったことについては本当にデリケートな問題ですから、それぞれの御希望をとりながら、その当事者

の方が映らなくても介護の人たちとお話をしていただくとか、それから自信を持ってこういったことができる、私してますと、こういった仕事に取り組んでますといった魅力発信をベテランの皆さんにさせていただくとか、何か方法があるかと思いますので、皆さん、子供とかから高齢の方まで目に触れる介護の仕事というものをPRしていただきたいと思います。

それと先ほど社会福祉協議会のヘルパーなりを募集してもやはり応募がないというふうにお話ししましたが、昨年ですか、この話を聞かせてもらった、昨年、前回のこの介護職の確保について質問させていただいたときには、初任者研修、ヘルパーの2級の資格的なそういった研修を我が町でということに取り組んでいきたいというふうな回答がありましたが、それについてはその後、そういった人たちの人員が集まらないであろうという県の判断でその講習会ができなくなったというふうに説明を聞いております。その後、何かそれについて取り組みはあるのでしょうか、教えていただきたいと思っています。これは健康福祉課長になるかと。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。昨年の3月のときには、初任者研修をするべく社会福祉協議会とNPO法人ワーカーズコープという、低所得、また生活困窮の方々を職業指導するための介護の初級研修をしたいということで、介護老人保健施設の協力も得ながら実施するという事で県のほうに申請をさせていただいておりましたが、県のほうで神河町、実際は神崎郡をエリアとする予定でしたけれども、そこで人口規模が少ないということで却下されたことがあります。

それと神河町での職場研修アドバイザーについて少しお話しさせていただきたいと思っています。これについては各施設における要は管理者とか、あと介護員などがそれぞれ研修を受けてキャリアアップを図っていく、またマネジメントをしていくという形でいろんな形の研修会を開催してくれるそうです。私も実際これ受けたことはありませんので、内容についてはしっかりはわかりません。

それで各施設のほうにこの制度があるかということ、電話ですけれども、お尋ねしたところ、1カ所は知っていると。知ってるけど、忙しくてできない。また、まだその予定はない。もう1カ所は、全然知らないということもありましたので、この職場研修アドバイザーについてはぜひ受けるようにお勧めしたいと思います。

それとあと介護士に対する賃金低下、賃金が安いということで、町から単独で補助金を出すということについては、先ほど町長が申し上げましたとおり難しい。

なぜ難しいかという理由の1つに、なぜ介護職だけそこまでされて、異業種とか、ほかの町内の事業所、私のところ土木建設業やってるんだけど、人がいない。賃金が安いからや。それで賃金を補助してもらえないかというような業種間での若干そういう難しい問題もあるのではないかと思います。

それとあと町のほうからではなく、国のレベルでの話なんですけども、介護老人保健

施設や介護老人福祉施設にはパートさんという方がたくさんおられます。パートさんについては、現在の扶養控除が103万であることですが、その扶養の範囲内におさまってしまって、それ以上ですと給与調整してしまうということで、それが今度150万まで上がるということですので、少し緩和されるのではないかと、そのように思います。

それと2つ目は、社会福祉法の改正でございます。平成29年4月から社会福祉法が改正をされまして、理事会とか評議員会の構成が変わるとともに、社会福祉法人等の基金の積み立てする額がある程度制限されるように聞いております。ある程度基金が、例えば建てかえ資金なんかは必要だとは思いますが、それ以上の資金を持ってますと社会貢献のために地域の人たちに還元しなさい、またその裏には介護職への給与改善をしなさいということがあのではないかなと、私はそのように思っています。

3点目ですけども、前にも申し上げましたが、どの産業でもそうですけども、外国人労働者の日本での研修ビザ、そして資格取得ということで、これまではインドネシアだけだったんですが、それが拡大されてカンボジアとフィリピンが入るようなお話を聞いてます。ちょっとこれ私、確定、しっかり読んでないんで、真偽のほどはわかりませんが、そういうように緩和されていくというところで国の段階では追い風が吹いたかなというように少し感じてます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 先ほど健康福祉課長のほうから、新しい介護職の研修については具体的に考えてらっしゃらないのかな、そういった感じのことが受け取られ、資格を取るための研修についてはまだ考えておられないように思います。それについてはやはり少人数でも、1人でも2人でもというふうな形で資格を取っていただけるような、近くで資格を取っていただけるような体制づくりというのも必要かと思えますし、神河町内にはベテランの講師になれる職員の方もたくさんいらっしゃいますし、また病院とかケアステとか、そういった関係の施設もありますので、初任者研修、ヘルパーの資格を取るための研修の場としては町内だけではなくて、ちょっと幅広くでも呼びかけて、ぜひとも地元で開催していく方向に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから法改正で基金の運用というんですかね、基金をためるのではなくて、地域のためにということに活用するようにというふうな指導があるように聞いておりますが、それは本当に職員の方に還元されるのが一番まずはしていただきたいところであります。それに気づいていただける施設の管理者であればありがたいんですけども、そこらのところについてもやはり健康福祉課長なり、それからいろんな施設長とかに呼びかけていただいて、基金のあり方とか、それから魅力ある施設づくりについて話し合ってください機会をぜひとも積極的につくっていただきたいなというふうに思います。指導ではなくて、神河町の今後の介護なり福祉施策について施設として、それからたくさんの方

人たちを雇用してる事業所としてどういうふうな運営をして、どういうふうに人に集まっていたら、町民の方に利用していただくかということを改めて考え直していただくような大切な時期ではないかというふうに思いますので、ぜひとも積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

働く人から、また介護を利用する人から選ばれる町、選ばれる施設を目指して頑張っていっていただきたいと思います。私の質問につきましては以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃるところは十分理解するところはございます。

ただし、もう一度申し上げますと、一つは、神河町にあるそういった介護福祉施設、神河町が参画している、運営をしている施設は一つもないわけでございまして、共同経営なり、そういうふうになってくればその中の理事であったり、これ来年4月からは新しく評議員会というものも設置していかなければいけない。そういう中の一員であれば神河町として運営に対して発言もできようかなというふうに思っておりますが、運営自体はそれぞれの法人で運営されているわけでございまして、そこに権限のないことを発言をするということは、やはりそこは慎んでおかなければいけないだろうというふうに思うわけでございます。その中で、もっともっと人材確保ができる、さらにそこで働いていらっしゃる方々、社会福祉協議会も含めて資格取得であったり、そういう部分について、先ほど健康福祉課長も申し上げましたとおり、行政として応援できるところは応援をできる、そこはできると思います、私は。

そういうことでありますし、この魅力ある教育につきましても、やはり介護、福祉についての専門学校、大学校も運営をされているわけで、そこに学生がいっぱい集まっているわけなんです。集まって、そこにはやっぱり魅力がある、将来そういう仕事につきたいという夢と希望を持って学校で勉強をし、そして社会に出て行って、この介護、福祉という中で働いていくわけなんです、一方で、辞職する率も非常に高いということでございます。やはりそういったことも何が原因なのかということ、そこが根本的なところであって、それを解決するためには一自治体がどこまでできるかということも限度があるかと思えます。

したがって、基本的な部分はやはり国が考えていくべきでありましょうし、人材確保するためにも税収をしっかりと確保しなければいけないということになってまいります。税収を確保するということは、やはり生産年齢人口が減少してもそういった生産年齢人口と言われる現役世代が元気に仕事をできる環境整備をしないとなかなか税収確保につながらない。そういう部分をやはり国として今後の政策展開をしていただきたいと思いますというふうに思うところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 済みません。もう終わるということで締めてしまったんですけど、町長がお話しされてるように、やはり抜本的には国というふうに言われます。

ただ、今の社会、国がすることを待っていて、それで取り残されないのか、それが私は心配です。各地域においても、町にというふうな、町にしてもらおう、町がしてくれるだろうからというふうに待っていてはいけません。自分たちができることは自分たちでやろうじゃないかというふうな気持ちで村を運営していかないと財政的に町の財政も行き詰まるであろうし、自分たちの意欲も高まらないであろうからというふうに、そういったことをもっともっと地域で考えないといけないねというふうな方もいらっしゃいました。

だから町は何ができるのかということは、何もお金を使うことだけではないかと思います。健康福祉課、町が施設のほうに対して指導とか、そういったことはできないというふうに言われましたが、利用しておられるのは町民の方です。町外の方もいらっしゃいますけど、町内の高齢者の方であり、介護を必要な弱い方であったりします。働いておられる方も町内の方もたくさんおられます。そういった施設での利用する方、働く方のことを考えて行政も一緒になって何かいい方法を考えようではないかという場を持っていただけることは可能ではないかというふうに思いますので、ぜひともいろんなことで何か方法がないかを探っていていただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ただいまの質問につきましても、これまで松山議員がこの間、質問として、発言としてなされたことであるというふうに思っております。国がするまで町が待つという考えも私、毛頭持っておりません。

ただ、冒頭の質問にございました賃金の補助、そして労働環境の改善を町が全面的に前に出て予算を組んで、そしてまた指導してやってほしいという、そういった質問に対して、町としてそれはできないというふうに申し上げたわけでございます。

しかしながら、そういったこれからの超高齢化社会、現役世代がもっともっと元気になるため、人口減少のための社会増を勝ち取るためにもやはり町として取り組むべき部門の一つであるというところは認識しておりますので、その権限も含めて、それは法に基づいた中で動いていかなければいけないこと。権限を逸脱して町がおかしな形で話をするようなことになっては絶対にだめというふうに私は思っております。管理監督という部分については、神河町にある施設は中播磨健康福祉事務所になろうかというふうに思っております。姫路市内の施設については、姫路市が保健所を有しておりますので、姫路市が定期的な監査をするわけで、指導も当然しているわけでございますので、そういった中で進めなければいけない。国においても賃金補填は制度化している中で、それぞれの機関において監査をしているわけですので、さらに来年からは新しい法のもとに社会福祉法人が運営していかなければいけないことでもありますので、そのところを基本に町としては、この福祉行政について取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） できることは限られてるかもしれませんが。でも考えようによっては拡大、いろんなことができるかもわかりません。ですからぜひともいろんな角度から検討を続けていっていただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時55分といたします。

午後3時40分休憩

午後3時55分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。通告に基づいて一般質問を行います。

神河町の未来を委ねた地域創生への取り組みについてお尋ねするわけですが、まず第1番目には、6月議会から続けて、連続してお尋ねしますということで、いわゆる協議が進むのをじっと見届けたいという思いからお尋ねしておるんですが、クリーンセンターのRDF施設に関することをごさいますて、次期計画への取り組みをお尋ねしておるわけをごさいます。これまでの答弁では、中播北部行政事務組合と、市川町、神河町の三者で、次期計画の協議を進める検討委員会を開くというもので、毎月1回の開催で、課題の協議と研究をするという内容であります。議会の定例会ごとに継続した質問をすることを、通告いたしておりますので、これまで協議を重ねてこられた内容についてお尋ねしたいと思います。いろいろと難しい点もおありだと思うんですが、一応決まり事ということで、もう年限が決まったことについてどう取り組むかということでございしますので、町長の思いのたけをお聞かせ願いたいと、そういうところでございまして、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の1番目の質問にお答えいたします。

次期計画の検討内容につきましては、議員も御承知のとおり次期ごみ処理計画検討委員会において月1回を基本に中播北部行政事務組合と、神河町、市川町の副町長をトップとする関係職員で協議を進めているところです。

現在の協議内容としましては、29年度の中播北部行政事務組合予算に新処理場候補地選定のための委託料を計上することとしています。

候補地選定に当たりましては慎重に事務を進める必要があり、面積、勾配、動線などを考慮した適地を神河町と市川町の両町で数カ所ずつピックアップし、検討、協議し絞り込みたいと考えています。

また、新施設建設に当たり他市町の施設見学を検討委員会のメンバーで11月21日

に行いました。見学先は、にしはりま環境事務組合のにしはりまクリーンセンターで西播磨テクノポリス周辺に位置する3市2町のごみ処理を行う施設でありまして、ストーカ炉方式の燃焼型施設で焼却灰のセメント材料へのリサイクル化や余熱利用として売電収益が年間約2,000万円にも上ることを研修してきました。

次に、福本区からの現施設稼働延長に係る要望につきましては福本区からの提出をお待ちしているという状態でございます。

以上が1番目の質問に対する現状報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 今、御説明いただきましたことで、まずは粛々と進んでおることが実感されたわけでございますけれども、これまで福本区でいわゆるこういう操業をやってる仕組みでございますね、これについては当初は一体どうなるものかわからないと、非常に危ないものであるというふうなそういう風評もあったりして、受け入れになかなか難しいと、それとプラントメーカーさんの信用の話とか、そういうものも絡んでのことでございましたので、ただ、いかなる機会ということであってもその操業の仕方とかいうことで、いわゆる安全にも使えるし、そうでもない場合もあるというふうなことがありまして、およそ10年余りの間、不可抗力みたいな話で火災になったことがございましたが、非常にうまく運営をされておると。大した公害問題ということではなしに、いわゆるガスの発生とか、ダイオキシンの発生とかいうことにも、そういうことにもいわゆる問題というものも起こさずにやってこられたいう、そういう安全操業のノウハウというものを持っておるんだというふうなところを強調して、次の予定地なりシステムをお考えになると、また住民の理解というものもありますので、そんなに曲がりくねった変な話というふうなことでいろいろ難渋するということもないんじゃないかなというふうに思っておりますので、現在うまく操業してる段階で自信を持って、いろいろと次の段階という話を推し進めていただければ私はより早く解決するんじゃないかなというふうなことに思いを寄せておるわけでございますけれども、どちらにしてもごみの収集とかそういうことについても非常にうまくいってるというふうなことでお聞きしてるんで、やはりそれは神河町なればこそというふうなことを強調されるというのは私はいいんじゃないかなというふうに思います。それはそれで今さら何も申すことはございませんけれども、一日も早く新しいシステムというもののいわゆる発表をしていただければというふうに思うわけでございます。

続いて、第2問に移りたいと思うんですけれども、スキー場建設により、新たな観光資源への取り組みということで、観光政策と戦略について、その見直しと補強策の検討が必要です。施設の老朽化等については言うまでもありませんが、施設・行政でのこれにかかわる方々の、いわゆる人心の刷新という意識を改めるというふうなことが必要ではないかなというふうに思われるわけでございます。

観光施設の新しい指定管理者というふうなことでの話題もいろいろありまして、チェ

ックもいろいろされたということでございますけれども、広く内外に意見を求めて、多くの方々の支援と御協力を得られる行政として、また、町長のお立場として、住民に強く訴えていただくことが必要です。

先般の総務委員会での付託のときにいろいろと質問も出まして、要はこれまでの一般的な常識を外れて雪というものに取り組む町ということにイメージができてきますんで、そこいらから広い範囲でのこれから共有できる施設とかいうふうなものも見つけながらやっていくということが大事ではないかなと思ひまして、雪によって癒やされる、楽しめるという町、そういうふるさとというふうなものの演出も非常にいいんではないかなと思ひまして、大いに期待をしておるところでございますが、そういうところでお考えをひとつ述べていただきたいんですが、よろしく願ひします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の2つ目の御質問にお答えいたします。

観光戦略や観光施設に関する今後の方向性や取り組むべき内容につきましては、目標を観光入り込み者数の年間100万人とした上で、平成27年から28年度において整備いたしました神河町観光施設保全活用整備計画並びに神河町公共施設等総合管理計画により、専門家による、その実態調査、施設利用者アンケートなどを行いさまざまなデータを収集し、その後これらをもとに当該施設のあり方と戦略をまとめておりますので、それに沿って進めてまいりたいと考えております。

その中の一部を紹介しますと、戦略1、神河らしい食、お土産、名物の創造、戦略2、カーミンの徹底的活用、戦略3、ストーリーを大切にされた複数の施設同士の連携となっております。

そして、このたびの指定管理者公募につきましても、この計画をもとに実施してまいりました。

多くの施設が、継続した指定管理者であります但し新しくなった指定管理者や管理主体、手法の変更等でさまざまな取り組みが提案されました。公募をすることで、指定管理者の意識が高まり、その期間が5年もしくは10年となり将来を見越した経営戦略と新たな投資意欲も持たれるようになりました。

春の砥峰高原の山焼きに始まり、桜華園の桜、越知川名水下り、ヨーデルの森で動物との触れ合い、新田ふるさと村でのキャンプ、ピノキオ館での木工品づくり、グリーンエコ笠形での野外学習と遊び体験、峰山高原ホテルやモンテ・ローザでの食事と宿泊、歴史街道散策と古民家レストランでの食事、そして秋の高原となって、今度はこれに冬の高原での雪を活用したスポーツと遊びと、春夏秋冬を神河町で楽しめて、体験、癒やしを存分に味わっていただける環境ができております。

これらには、行政や指定管理者だけではなく、町民の皆様の御理解と御協力が極めて必要と考えます。オール神河体制で町を活気ある、将来に向けて明るい希望が持てるように日々努力を続けております。

そのためには、この事業を実行していく役場職員の協力が絶対必要です。まずは、職員みずからが、町内の観光施設を今以上にもっと利活用するとともに現状を知っていたき、町内外に情報発信をして利用者の増大を図っていきたいと考えています。

その中でも、今取り組んでいるスキー場整備が、全職員一丸となった取り組みとなるよう職員全員が関心を持ち、盛り上げるために、それぞれの立場、今の職場でプラスになることを考えて取り組むように持っていきたいと考えています。

そのためにも、多くの機会を捉えて職員には事業進捗や事業メリットと効果を共通して理解してもらえるように努力をしてまいります。

また、町民の皆様にもできるだけ目に見える形を工夫しながら、事業を進めたいと考えています。

その取り組みとして、スキー場オープン告知看板やこの冬12月23日からの「神河が贈る極上の冬時間」イベントに多くの町民にも参加していただけるよう広報してまいります。

また、庁内には民間企業を交えたプロジェクトチームもオープンに向けたさまざまな議論が展開されております。

よって、今後は観光協会や商工会との連携、町内外との連携、民間企業の支援、中播磨県民センターの支援、外部識者からの情報提供等、これら多くの方々、団体と協力しながら、成功に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上、2番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 町長の話をお聞きすると、それだけすばらしいところで右を向いても左を向いても楽しさいっぱい、夢いっぱいという、そういうイメージで話されているように思うんですが、そういうふうにしたいと思います。

たまたま最近話を聞いたんですが、馬車道交流館にお見えになる方で、いろいろこの神河町を訪ねてきて、こんなことがよかった、あんなことがよかったというお話を盛んにしてくださる人もおられまして、その中で極上の時間というのを行きましたということで、去年だったと思うんですが、60代の御夫婦2人で行かれて、いわゆる異次元の世界に入ったようで非常に楽しかったわということで奥さんの話でした。ほんで御主人は御主人なりに、何か手をとり合って雪の中を歩いたとかいうふうなことがこれまで体験をしたことない空間におったんだというふうなことをおっしゃってたんで、それはそれなりに非常に感激されてよかったですねというようなことでこちらもお話ししたようなことなんですが、遠くからやってきて、峰山というものの新しい魅力を発見したというふうなことをおっしゃってました。

同じ日に加古川の御夫婦が1組と姫路からの御夫婦が1組来られまして、やはり同じようなことをいろいろおっしゃってましたんで、どういう手段でそういう情報を見つけてお見えになるのかということでお聞きしますと、ほとんどはインターネットでござい

まして、やっぱりこれは我々昔の人間で、ただ口から口へ伝えていくんでなしに、そういうものを見ながらみずから求めてこられるという方々にとっては、ある景色を見ると非常に感激するというふうなことで、やはり黙ってられないという感じで私のほうにそういう話をされたようでございますんで、大いに参考にすべきではないかなと思ひまして、やはりその土地にどういうイメージでお越しになるのか、そのイメージをどうやっておもてなしで応えるのかというようなことで来られるお客さんとの心の結びつきというふうなものになってくるのではないかなと思ひますんで、やはりスキー場本格的に運営する前にそういうことでいろんな方に声をかけながら、とにかく一度いらしてくださいというようなことが大事なんではないかなと思ひますけれども、そういう意味でいろいろと遠くからお見えになった方の話だけでなしに、やっぱりできることはこういうことができる、こういう案があるということで、地域振興課初めいろいろ御担当の方々の苦勞もありますけれども、思いついたことはとにかくやってみようやというようなことで政治的に取り組んでいくというふうな姿勢をいろいろと形であらわされるということに皆さん応えてくれると。

誰も見てないようでもやっぱりそういうのがインターネットとかそういうものを通じて人々の声として聞こえてくるようでございますんで、そういうところで現在人間関係が非常に何か厳しくなっております、町長もきのうですか、この前も付託の委員会のときにいろいろ意見が出ておったんで、既に御承知ですが、総務課長のお話をちょっと一まとめにしてお聞きすると、職員のモチベーションを高めるということがまずは優先すべきことであって、それにどう応えていくかということで、苦勞を今からしていくというようなお覚悟みたいなものが見えたんで、何とか協力したいなというような思いでおるんですけれども、今、極上の空間ということで、その成果もさることながら雪についてもっと神河町で雪の情報がたくさんあるよというようなことで一発打ち上げてもらったらどうかかなという思いがするんですけれども、但馬の雪と峰山の雪は違うんだというふうなところを出していただいて、一般の人々は分水嶺より南側でスキー場やって成功した試しがないというようなことを平然と言う人があるんですが、実はそうでなしに、高い山を越えて風に運ばれてやってくる雪はスノーパウダーになるんですということで、極上の雪となりますというふうなところで、やはりそういうことをアピールして、峰山の雪を見てみたい、峰山の雪で滑ってみたいというふうに思わせる仕掛けというものをどんどんおつくりになったらどうかかなと思ひますが、そういう意味での可能性はどの程度あるんかなということを町長にちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから基本的な考え方といいますか、述べさせていただきたいというふうに思ひます。まずは今の御発言の中にございました、実際昨年極上の時間に行った方とお話しする機会があったということで、貴重な情報をいただきました。本当にうれしく思うところでございます。

ことしも第2弾ということで、12月23日から兵庫県のお力をおかりしながら関係者で第2回目の極上の冬時間をスタートいたしますし、23日、オープン記念といたしましてまたイベントも計画しているところでございます。先週、神河町商工会の意見交換会もございまして、その場でそのときにも23日のイベントについて商工会もぜひたくさんの方、峰山のほうに来てほしいという話もさせていただいたところでございます。

インターネットの活用、そういうことをどんどんやる、そしてまた思いついたことを失敗を恐れずにどんどんやることも必要だ。そのような中で役場職員も慢性的な人員不足というふうな中で、いかにモチベーションを上げていくかという、そういった課題もあるわけですが、その中で雪の情報ということを新たな提案もいただいたところであります。全てにおいてチャレンジをしていかなければいけないというふうに思っております。宮永議員が言われましたように、中国山脈を越えること、日本海からの寒冷前線がずっと南下してきて、この山脈を越えて、山地を越えた位置にある峰山高原の雪というのは、おっしゃるとおりパウダースノーだということで私も認識しているところでございます。昨年は雪不足で少し厳しい環境にもありましたが、それでも40センチ、50センチ近い雪が峰山高原で降ったあの景色がリラクシアを中心とし、インターネットを活用したフェイスブック等々で紹介をされる。そこには写真がついているわけでございます。その写真を見る限り本当にすばらしい景色、ここが神河町かなというぐらいの本当にすばらしい景色、映像を私も見ることができました。さらに雪を活用したいろいろな取り組みもされております。スノーシューという雪の中を歩く、またカントリー用のスキーを履いてウォーキングをする、そういったメニューもどんどん自分たちで自前のメニューをつくっていただいております。ことしも同様のこともしていきたいというふうに考えております。基本的には今言われましたことは取り組んでいきたい。

でも神河町行政だけではできませんので、引き続き指定管理となりました株式会社マックアース、そしてまたこれまでも協力いただいております神姫バス及び神姫バスツアー様、商工会、そしてまたJR、神姫グリーンバス、そういった方々と一緒になってこの冬さらに盛り上がりを見せるような取り組みをして、来年のスキー場オープンにつなげていきたいというふうに考える所存でございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） しばらく前から町長に今、PRをするべきときですということは何回も何回もこの席から声はかけさせていただきましたが、やはりあのときもっと早く取り組んでおればよかったというようなことがどんなことでもうまくいけばそういうふうに思うものでございますので、やはりそういうところで皆さんまだはっきりと形として出てこない前にそういう話を盛り上げて、まずイメージを固めていくというのがいいんだろうと思いますんです。

ですから雪ということになると、単に峰山だけでなしに、砥峰、それから新田ふるさと村もやはり雪ということで大勢のお客さんの心を今つかんでるところでございますん

で、神河町に来ていただければ東も西も北も南もということで、いろんなところでいろんなその場その場の雪の景色が楽しめますというようなことで何か一大イベントのような形でポスター等でうんとPRを今やっていただいたらと思うんです。お正月前後には大勢の人が移動していきますから、そういうときに目に触れるような形で神河町のいわゆる狙ってるところ、誇れるところいうのを衆目の中にちゃんと意識としてとどめるようなものを今打ち出していくべきときやないかなと思うんです。

一つここでお知らせしときたいなと思うことがありまして、今度兵庫県議会の総務委員会のメンバーが、16名だったと思いますが、既にお聞きになっておられるかもしれませんが、銀の馬車道交流館を視察したいということで、来年1月の20日というふうに私は聞いたんですが、そういうことで予定しておりますんでというような話がありましたんで、馬車道もさることながら雪の景色、神河町にとって雪というのは欠かせないというふうなイメージをちょっと作り上げてもらって、県議会のほうでも話が通用するようなことをちょっと仕掛けてもらったらどうかというふうに思うんですけど、我々当番をボランティアでさせてもらっておりますけれども、各沿線の区長さんも皆一緒に30名ぐらいの方が順番に当番してはくれますけれども、そういうところで話題も限られてしまうので、やはりいろんな仕掛けをあそここのとこに張り出すというようなことで一目で神河町の魅力があふれるような状況というのをつくって、そういうところに総務委員会の人たちを受け入れて見てもらったらより一層効果が出てくるのではないかなというふうに思うんですけど、ちょっとその件について可能かどうかだけ聞かせてもらえませんか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 1月20日に兵庫県議会の総務委員会の16名の議員の方々が銀の馬車道交流館の視察だということでありまして。恐らく何とか来年は銀の馬車道を日本遺産にしていこうという県の動きの中での視察かなというふうに思いますし、先般、発掘する中で確認できました銀の馬車道の路盤の遺構の記事も大々的に出ましたので、そういうことかなというふうに思っております。そういった方々に対して、銀の馬車道交流館だけではなしに当日に神河町のそれ以外の情報が全て伝わるようなそういうことやと思っておりますが、それは十分資料の提供というふうなことは可能であろうというふうに思っておりますし、ことしの極上の冬時間にいたしましても人工降雪機を配置して常に雪がある環境はつくろうということで今進めておりますので、当日来られる際に時間があれば峰山のほうに上がっていただくような話は可能であるというふうに私は思っております。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） お願いすることはまずお願いしといての話でございますけれども、ここで観光施設、その他について、やはり今まで100万人受け入れ、呼び込みというようなことでやってきておりますけれども、その実態はいかなるものか、そ

それはその論議はまた別にしまして、大勢の人を迎え入れるだけの準備はちゃんと着々と整っていますよということで、各観光施設、その他で要望とかなんとかありましたら一番大切なのがとにかく町に来てもらうと、もう大慌てに慌てんといかんのがトイレの話なんです。トイレについては、いろんな意味でお金もかかりますから、そこそこそれなりにお願いすればというようなことになってるんですが、それでは町としてのもうこけんにかかわるといようなこともありますんで、小さくても、1人用でも何でも構いませんけれども、それなりにちょっといろいろと気を使わないとぐあいの悪いお客さんが来られたときに、どうぞ安心して入ってくださいというトイレがあれば町のイメージは一新するんで、実はきょうフランス人の方がお二人神河町の観光にお見えになってるということで、きのうからいろいろと大騒ぎして聞いたんですけど、そういうことでもあります、ふだん言葉ではつながるようになってましても意識的に、感情的に何かしっくりとつながってない方もおられるんで、時々、そういう方たちに安心して訪ねてこられる観光地というイメージがつけば、またそれがいろんな形で伝わって行って、よりいい効果を生み出すのではないかなと思うんです。今までは何とか観光向きでないところも観光に向けてということでいろんな方の御努力で集約してこられて、今も観光連携会議ということで30社ぐらいの人が集まってこられるという状況になっておりますんで、今度はいかにお客さんの心をつかむかというのは一つの課題になってまいりますんで、そこら辺で町として、もう町のリーダーとしていようなことで、この宝物を我々だけ見てるんがもったいないというぐらいのつもりで対外的にやっいていこうというようにことで声をかけ合ってやっいていただければどうかなというふうに思っております。

それとこの前からいろいろとお聞きしてましますけれども、道の駅については、コンセプトが都会暮らしの人たちが田舎の実家に戻ってきて、ほっと一息つける場所という形で立ち寄ってもらう道の駅にしたいとかいようなことを、この前地域振興課長がそういうふうにおっしゃってましたけれども、非常にわかりやすい説明でございますけれども、そういうところに例えば長谷のいわゆる村の中を通ってもらうと、川上まで行ってもらうとか、また足を伸ばして砥峰へ行ってもらうとかいようなことで、さらに田舎の思い、ふるさとの思いというのが増幅されるような仕掛けが出てくるのではないかなというふうに思うんですけれども、花のシーズンにはちょくちょく私はお伺いしていろいろお聞きすると、もう長谷に住んでる私たちだけで観賞するのがもったいないぐらいの景色ですというふうにおっしゃる方もおられるぐらいですから、やっぱりお帰りなさい、長谷へいう感じでやるぐらいのところであれば、また播但線で長谷へ行ってみようというようにことで一つのつながりになるかもしれませんので、これもやっぱり片や雪、片や花、先のことですが、思いは同じということで、どんどん広げていっただけければ、大してお金のかかることではありませんので、それとやっぱり若い人たちのひらめきといいますか、そういうところが人の心を打つというようにこともございますので、とにかく1人1個でも2個でもそういうことを何か思いつきでもいいですから、これやっ

みましようよという話が出てくるような雰囲気をつくってもらったらいかがかなというふうに思ってるんですが、そのところで職員の方々のセンスというものを今磨き上げてもらって、ちゃんと事業にもしてもらおうというふうなことをやってもらいますと、お客さんが例えば神河町の役場に訪ねてこられても話がすぐ通じるというふうな状況がつかれるのではないかなというふうに思いますんで、神河町で観光と言いながら、どなたに聞けばいいんですかというようなことで質問されても実は困ることがありますんで、皆が同じような情報を持ってる、同じ方向を向いてる、同じようにおもてなしができてるといふようなところを目指していくというのも今、一番大事な時期ではないかなというふうに思いますんで、そこら辺のお考えがもしありましたらお聞かせ願いたいです。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） フランス人2名の方が神河町に来られているという情報をいただいたわけでございます。神河町がこれから進めていかなければいけないのは、やはりインバウンドを含めた交流人口の増加でございます。そこにフランスの方が来られる。これは想像でしかございませんが、この銀の馬車道に関連して来られたのかなというふうに思った次第でございます。

先日、商工会との意見交換会の中でも申し上げたのですが、やはりインターネットをもっともっと活用した情報発信をしていかなければいけないというふうに考えますと、各観光施設にW i - F i 環境をやはり整備をしていかなければいけないというふうに考えておまして、既に予算の範囲内で随時整備に努めているところでございまして、引き続き全ての施設にW i - F i 環境が整うように進めていかなければいけない。

あわせて既に整備も進めつつありますが、この施設の情報発信という点については、現地における日本語での説明だけではなくて、やはり数カ国語の説明をしていかなければいけない。掲示板が必要だろうというところは思っているところでございます。

ヨーロッパのほうの方々につきましては、ただ見るということではなしに、その歴史、生い立ち、そういうところ、物語が非常に重要だというふうに言われております。そういう意味におきましては銀の馬車道は、実は日本におけるこのエリアの方々よりも銀の馬車道を設計したフランス人の技術者が持って帰ったシスレーのバラと言われておりますけども、そのバラにまつわるいろんな物語が実はフランス本国では展開しているようであります。かなり銀の馬車道の認知は高いというふうに聞いておりますので、今後もそういうインバウンドに対応できる環境整備を進めていきたいというふうに考えております。

トイレの問題につきましても28年度予算で長谷エリアで言いますと、ふれあいマーケットの敷地内にトイレの増設をさせていただいているところでございますし、また新年度予算においても恐らく計画する予定となっておりますというふうに思っております。

長谷の交流人口をふやすというお話もいただいたところでございまして、これまでの担当調査委員会の中でもそういった質問が出たと思っておりますけども、それに対して地域振

興課長のほうから長谷駅を中心とした新たな人の流れはつくっていかねばいけないという答弁もしたところがございます。11月の23日、長谷駅を起点にJRに乗って、130名の方が生野まで乗って、そして生野からウォーキングをしたというイベント、毎年参加者がふえてきている。議会のほうからも議員の皆様方参加いただいて、状況を見ていただいたというふうに思っております。当然乗って残そう公共交通。しかしながら、もう一つ加えなければいけないのは、いかに長谷駅においていただける環境づくりをするかということが私たちに求められているところがございますので、そういう意味におきましては長谷駅前を中心とした栗区を初め周辺地域、非常に主体的にいろんなことを提案いただいております。

また、長谷におきましては、ハセラボといまして、若い方々を中心としたグループがいろいろな提案を集落支援員中心に会合を持って、ふれあいマーケットで開催するイベント等で新しい催しもしている。若者の意見をどんどん取り入れていきながら、少々の失敗を恐れずにやっぱり進むべきだろうと私も思っているところがございます。

長谷だけにとどまらず、町全体にそういった各エリアエリア、各地域それぞれで主体的に取り組んでいただけるそういった勢いについて、やっぱり行政はしっかりとサポートしていかなければいけないというふうに考えているところがございます。

当然役場職員のセンスの向上といえますか、そういったところも、いわゆるワンストップで全てが完結するんだというそういうところも今後、職員に対していろいろと情報提供をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） いや、町長のそういうお考え聞くと心強いばかりであります、いろんな意味で人のつながりということをいかに大事に考えていただくかということが成功への一つの秘訣ではないかなというふうに思うんです。

ちょっとこの後でお話をしたかったのは、老人力をどう生かすかというようなことがありますんで、今おっしゃった話は非常に貴重なお話でございますんで、できるだけそういうことを町内一円に協力できるところには自発的に協力してもらおうと。強制的にお願いすると、またいろんな意味であつれきが生じて難しくなりますんで、要は今、働き盛りの人たちは、いろんな意味で非常に苦勞が多いです。若い人は、仕事がないということで収入も少ないというようなことでいろんな気詰まりないわゆる時代になってしまってるんですが、そこをやはり一世代を生き抜いてきた老人の力というもので世の中をいわゆる和やかにするという役目があるんじゃないですかと、このまま次の世代に譲ってしまっているんですかというふうなことで呼びかけながら、次の世代の人たちの心よりどころのようなものを私たちが今ちょっと修繕をして、壁の塗りかえ、色の塗りかえをやりたいというふうなことで協力をしていかれるというのが非常におもしろいと思うんですけれども、どこへ行きましてもそういう話がありまして、昔の歴史的空間とかいうふうなものができますとやっぱり人間が集まってきて、ほんでいろんな話でにぎわ

ってくる。

姫路で野里かいわいとかあそこら辺が結構やっぱり人々が訪ねるところで、皆リュックサックを背負った人が何か手をつないで歩いてるとかいうふうな風景がよく見られる場所でございます、あそこも公民館とかなんとかいろいろやり直しまして、町並みのいわゆる改善とかそういうことを明石高専の八木先生なんかの御指導でやられた成果が今、徐々に結んできまして、要は人が途切れないような地域になってくるということになりますんで、生野の口銀谷にしてもそうですし、その後、例えば粟賀町の今の粟賀の驛というのをひとつオープンしてやろうということ、協力隊の方が1人住んでいろいろ考えをめぐらせているようでございますけれども、やはりそういうことになりまして一つの町を今ゾーンに分けて観光PRとかいうことでやっておりますけれども、その町その町の物語がやっぱりできてきますんで、それを集約して一つの映像にするとかいうことで新聞とかテレビの扱い方というふうなところにもいろいろ力を入れてもらって、やっぱりそれにたけた人に担当してもらおうとかいうようなことでまた新たな展開が見えてくるのではないかなと思うんです。

今、世の中非常に豊かになりまして、昔考えられなかったような時代になってまして、その反動といいますか、人の気持ちも変な方向に走ってるというようなこともございまして、事件が非常に多いということで、やはり人間性というものが豊かで、お互いに…

○議長（安部 重助君） 宮永議員、観光についてもう少し質問に切りかえてください。

○議員（4番 宮永 肇君） 申しわけないです。ということで、ちょっと町長の今のお考えにくっつけて展開していただけたらと思います。もしそういうことについて問題があるようでしたら、またいろんな意味での動き方というのが出てまいりますんで、それについては協力体制もいろいろできると思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 老人力をどう生かしていくかという御発言があったわけでございます、まさしくこの老人力を生かす新たな施設としまして、1年ちょっと延びたわけでございますが、大黒茶屋に建設いたします道の駅がまさしくその老人力を生かす新たな場になろうかなというふうにも、交流施設になろうかなというふうにも思っております。その道の駅にさらに付加価値を高めるための中播磨県民センターで推進していただいております銀の馬車道というコンセプトをどうつけ加えて展開するかということが非常に重要でございますし、そうすることでさらに新たな魅力発信ができるというふうにご考えているところでございます。

労働力が不足するというふうな中で、国におきましても一億総活躍社会の実現ということで、現在女性のもっともっと社会進出、そして高齢者の方々の現役を引退された方々の社会進出、それをいかに促進するかという政策展開がこれからどんどん出てこよう

かというふうに思っておりますので、そういう方々の活躍を通じてさらに新しい雇用の場づくりというものに行政も一緒になって取り組まなければいけないというふうに考えているところでございます。

姫路における野里街道、これは実は野里街道の商店街ですね、一つ筋が入った、東に入ったあの通りは、非常に古い町並みがあるというふうに聞いております。そういうことであるし、生野の口銀谷、年間通じていろいろな取り組みもなされております。粟賀の驛ということで新しい交流施設もさらにパワーアップしようというふうなところでございますので、神河町だけではなくて、中播磨という、そしてまた但馬圏域、それをつなぐ銀の馬車道、そういったコンセプトの中でもっともっと各エリアが連携を強めることでそこに新しい人の流れができていく。その中でも神河町のこの人情味豊かなそういう人間性といいますか、そういうところを全面的に出していきながらこれからの町づくりを進めていきたいというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 観光に絡む話のまちおこしということもあって今の話をちょっとさせていただいたんですけれども、3つ目の話としまして、質問としまして、アメリカの大統領がかわり、経済的に大きな変革が予測されます。国家間の問題もさることながら、国の形態を維持する上でも、特に最近目立つ、自然災害とか、インフラの老朽化による事故の復興、それから原発にかかわる原子炉の廃炉等々、はかり知れないほどの多額の費用財源が見込まれる。

これは国にとって巨大な財源をそれにはかけなければならないという時代がいよいよやってくるようでございますので、そういうことになりますとこれまで地方自治体においても、組織があり、職員を配置し、目的達成の活動があれば、費用とエネルギーの消費が必要でありまして、どのような形態であれ、経営する力が必要ということでございますので、またこれまでは県とか国の補助というものがあって、それなりの達成が見込まれてきたわけですが、そういうところにいろいろ緊縮という言葉が見えてくる時代が出てくるのではないかと思います。特に人口の漸減、徐々に減っていく人口、そういうことで町の経営における必須の事情として、行財政改革の必要が叫ばれるゆえんでございますけれども、常に費用対効果という基本的なバランス感覚の判断基準に基づき、削減・縮小という面もあわせ持ちながら再生させていくということが大事ではないかなと思いますので、これに対するお考えをお聞かせいただきたいということでございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の3番目の御質問にお答えいたします。

宮永議員、御質問の経営する力が必要、つまり健全なる経営が求められます。今後、人口の漸減していく我が町の経営における必須の事情として、行財政改革の必要が叫ばれるゆえんであります。常に費用対効果という基本的なバランス感覚の判断基準に基づき、削減・縮小という手法で、再生させることも考慮に入れていただきたいという考え

方につきましては、私どもも、今後の町政運営における基本的な考えと同様であり、また、第2次神河町行財政改革大綱における目指すべき姿として掲げております限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視した、行財政改革の選択と集中により将来にわたって持続可能な神河町をつくり上げるための取り組み方針とも一致するのではないかというふうに思います。

現在、その町政運営における喫緊の課題、少子高齢化による人口減少問題への対応、その解決に向けて、平成27年10月に策定した平成31年度までの5年間の取り組み内容をまとめた神河町人口ビジョン、そして神河町地域創生総合戦略における事業一覧の4つの基本項目に沿って実施しているところでございまして、その施策には数値目標や重要業績評価指標、いわゆるKPIを定めており、政策効果を客観的に検証し、必要な改善を行いながら即効性のある実現可能な事業を最優先に、町の存続をかけて、集中的に強力かつ全力で推し進めているところでございます。

また、本年6月定例会において承認いただきました第2次神河町行財政改革大綱、そして公共施設等総合管理計画とも同時並行し、今後のさらなる人口減少に向けて、総合的、効果的に対応していきながら、持続可能で快適な地域づくりを目指して取り組む計画としております。

しかし、今後の人口減少や平成28年度以降の普通交付税一本算定により一般財源が減少していく中では全ての事業を実施することは非常に困難な財政状況になってきております。また、町税、普通交付税等の一般財源が減少する一方で、歳出面では人件費等の義務的経費や、特別会計、企業会計、一部事務組合への繰出金、負担金などの増加により収支不足は拡大傾向にあり、財政構造が硬直化しつつある中、歳入増に向けた取り組みを進めるほか、国等の動向に十分に留意しながら、財源を見込んだ上で身の丈に合った歳出規模へと縮小を図っていかねばならないと考えております。

そのためには、現在、各課で行っている事務事業評価での、事務事業における行政サービスの歳出全般において、本当に必要な経費であるのか、その事業規模は適切であるのかなど、常に将来を見据えて再点検、検証を行い、コストと客観的な成果の把握に努め、いかに効果的、効率的に財源を有効活用するかというコスト意識の徹底を図るとともに、現状把握から課題分析、そして解決方策の検討へと、職員の政策形成能力の向上を図っていきながら住民のために何ができるのか、住民サービスにつながることはないのかなどについて職員一人一人が住民目線を意識して考える中で、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした既存の事務事業の廃止・見直し等を行い、歳出全般にわたってさらなる節減合理化と削減を推し進め、地域創生などの新たな事業への転換による重点化に対応するため、既存の事業費の振りかえなどを行いながら財源の確保に努めていくことが大変重要であります。

そして、将来にわたって本町が活力を維持し、持続可能な行財政運営を行っていくためにも、今後の財政需要に向けて、さらなる財源を確保し、時期、重要性、先見性等の

要素を踏まえ、未来へ向けての必要な投資を選別し、重点的に、着実に行うことが重要であると考えております。引き続き、第2次神河町行財政改革大綱に基づく不断の行財政改革の取り組みにより、将来世代に負担を残さない、安定した自治体経営の基盤を確立し、あらゆる世代の住民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供することで、一人でも多くの方々が神河町に住みたい、住み続けたいと感じていただけるよう、魅力あふれる町づくりを一層推進してまいりたいと考えるわけでございます。

以上、述べまして、宮永議員の3番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 町長の御意見もっともなところでございまして、いろいろと徹底していただいて、できるだけ成果に結びつけるというふうな努力をお願いしたいというところではございまして、こここのところでやはり費用対効果といいますか、縮小という状況にどんどんなっていくのではないかなと思いますんで、一つの話として申し上げると、病院といえどもやはり費用を抑えていくということでいろいろ努力をさせていただいてということで、いわゆる一般住民という人たちがどういう形で残っていくのか。今の団塊の世代という人たちは案外寿命が短いんだそうでございます。そういうことから考えますと戦前の生まれの方がまだいろいろ頑張ってるのに団塊の世代がどんどん先に逝ってしまうというふうな話をされてた方がありましたけれども、やはり病気の種類とかいうふうなものもございまして、何と言っても次の世代がしっかりと成長するまで生き延びなくてはならないというようなことではございますから、人はどんどん少なくなっていくが、地球が縮むわけではありませんで、やはり持ち場といいますか、守備範囲はどんどん広がっていくことになっていきますんで、そういうことになっていきますと教育の問題というのはなおざりにできないということになっていきますんで、きょう教育長、教育課長おられますけど、御答弁はきょうはいただかなくてもいいんですけども、やはり収入が少なく、だだっ広いところに残されて、それでなおかつ先祖の資産を守っていくというふうなことを押しつけられるというふうなことになってくる。そういうことに対していかに活力を持って生き延びていけるか、そういう人間力というものが非常に大切なんで、そういう方面にやはり力を砕いてほしいというふうなことではございまして、これは単に私が申すだけでなしに、そういうところに薄々と気がつき始めた人たちがおられるということでございます。

ですからやっぱり、いろいろ差しさわりが出るかもしれませんが、子供たちはいわゆるまとめて大きくしないと、小芋を洗うようにお互いに切磋琢磨をさせながらやらないと、今どちらかという過保護な状況に陥っているんで、少ないから過保護になるということではおっしゃるんですが、実はそうではないと思うんですけども、やはり生き方の問題で戦後70年、思いがけない復興ということで幸せな生活を送ってこられた人たちも多かったと思うんですが、やはり身の回りを見てもどんどん人口が減ってきます。そういうことから考えますと自分たちはどうして生きるのか、次の世代に何

を残すのかというようなことをやっぱりしっかり考えないとというようなことをごさいます、町といえども同じことをごさいますんで、自分一人の幸せを追っかけるんでなしに、やはり全体の人たちの幸せを願うというような気持ちで公務員としてしっかりと本来の目的観に達した仕事のしぶりというのをやらないと世間が許さないだろうというふうなことも少し考えていただきたいなというところもありますんで、特にこれについては御答弁要りませんけれども、みんなが気持ちを一つにして今やらないかんのん違うんですかというようなことは結構若い人でもそういうことおっしゃってますんで、協力隊の人にもさっき会って話いろいろしたんですが、何とかこの町に住みついてこの町の力になりたいというようなことで、私は鹿児島に生まれて、北海道で住んで、ここへ来たんですというような、名前がわかりますけれども、そんなことも言ってましたんで、いろいろ御指導いただいて頑張っていきますというようなことを言ってましたんで、やっぱりそういう気持ちが実は大事なんではないかなと思いますんで、年が若いとか、年長であるとか、そういうこと抜きにしてお互いにいろいろ意見を出し合って、この小さな町を未来である町に住んでよかったない人がどんどんこの町から出ていって、ふるさとを守るというふうなことを生きがいを感じるような人がふえてくるようなことを考えながら生きていきたいと思いますというので、そういう意味では住民全部が同志でございますから、やっぱり力合わせていきたいと思いますというふうなことでやりたいなと思うんですけども、何とかいろんな意味で町長、副町長、御指導される立場の方々はそのいうことを前面に押し出されてやられてももういいんではないかなというふうな思いがしますんで、一言だけちょっと聞かせてほしいんです。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） これからの神河町の町づくりについてでございます。これまでも幾らか発言をさせていただいたというふうに思うわけなんです、はっきり言えることは日本自体が人口減少に突入しているということでございます。そして高齢化がどんどん進んでいるということでございます。その中で町としてどうするか。人口減少対策としては、まずは人が集まる町をつくっていかねばいけないことは魅力がある町であります。そういう町でなければ絶対だめということで、そこを基本に交流人口、交流から定住ということをまず前面に打ち出していきながら、その中で縮小せざるを得ない財政規模というものも将来見据えながらスクラップ・アンド・ビルドを基本としながら進める。

しかし、教育という部分について、ここは手抜きはできないというふうに私も思っておりますので、それとあわせて山の再生、農業の再生も含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永議員の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月20日午前9時再開いたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時56分散会
